

文 教 委 員 会

令和8年6月10日

議 案

- (1) 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (学 務 課 長)

庶務報告

1 議案関係

- (1) 令和8年度葛飾区一般会計補正予算(第1号)について (教育総務課長)
- (2) 葛飾区立鎌倉小学校外壁改修(塗装)工事請負契約締結について (学校施設課長)
- (3) 葛飾区立亀有中学校外壁改修(塗装)その他工事請負契約締結について (学校施設課長)
- (4) (仮称)葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事請負契約締結について (学校教育推進担当課長)

2 一 般

- (1) 専決処分(損害賠償額の決定)の報告について (学校施設課長)
- (2) 水元小学校の改築について (学校施設整備担当課長)
- (3) 小松南小学校の改築に係る旧松南小学校敷地の活用について (学校施設整備担当課長)
- (4) 令和7年度区立小・中学校卒業生の進路状況について (教育指導課長)
- (5) 令和8年度教育研究指定校等について (教育指導課長)
- (6) いじめによる重大事態の調査結果について (教育指導課長)
- (7) かつしかチャレンジプログラムについて (学校教育推進担当課長)
- (8) 「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の更新について (学校教育推進担当課長)
- (9) 令和8年度における放課後子ども支援事業の取組について (放課後支援課長)
- (10) 葛飾区体育施設条例の一部改正について (生涯スポーツ課長)

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学務課

1 改正理由

公務災害補償の補償基礎額を改める必要があるので、改正を行うもの

2 概要

公務災害補償の補償基礎額を変更する。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
新旧対照表（改正部分抜粋）

現 行	改正案
<p>第1条～第3条（略） （補償基礎額）</p> <p>第4条 法第3条に規定する補償（第28条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（この条及び第18条第2項第2号において「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額による。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。</p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 434円</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる孫 100円）</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）</p> <p>(5) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身</p>	<p>第1条～第3条（略） （補償基礎額）</p> <p>第4条 法第3条に規定する補償（第28条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（この条及び第18条第2項第2号において「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額による。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。</p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 434円</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる孫 100円）</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）</p> <p>(5) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身</p>

に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

第5条～第30条（略）

別表（第4条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
	1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額	9,060円	10,332円	14,175円	14,175円	16,467円
2 学校薬剤師の補償基礎額	7,629円	8,340円	9,873円	11,073円	11,907円	12,246円

に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

第5条～第30条（略）

別表（第4条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
	1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額	9,060円	10,332円	14,397円	15,198円	17,259円
2 学校薬剤師の補償基礎額	7,629円	8,340円	9,873円	11,073円	11,907円	12,246円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事請負契約締結について

学校施設課

1 工事の目的

葛飾区立鎌倉小学校については、葛飾区区有建築物保全工事計画により保全工事が必要な時期の対象物件となっている。このことを踏まえ、葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事

(2) 工事箇所

葛飾区鎌倉四丁目24番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

1億8,140万1,000円

(5) 契約金額

1億8,140万1,000円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区新小岩三丁目28番20号

笹崎塗装株式会社

代表取締役 深野 朋子

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで

3 工事の概要

- | | | |
|--------------|----|----------------|
| (1) 外壁塗装改修工事 | 面積 | 3,980.20平方メートル |
| (2) 防水改修工事 | 面積 | 369.00平方メートル |

4 参考資料

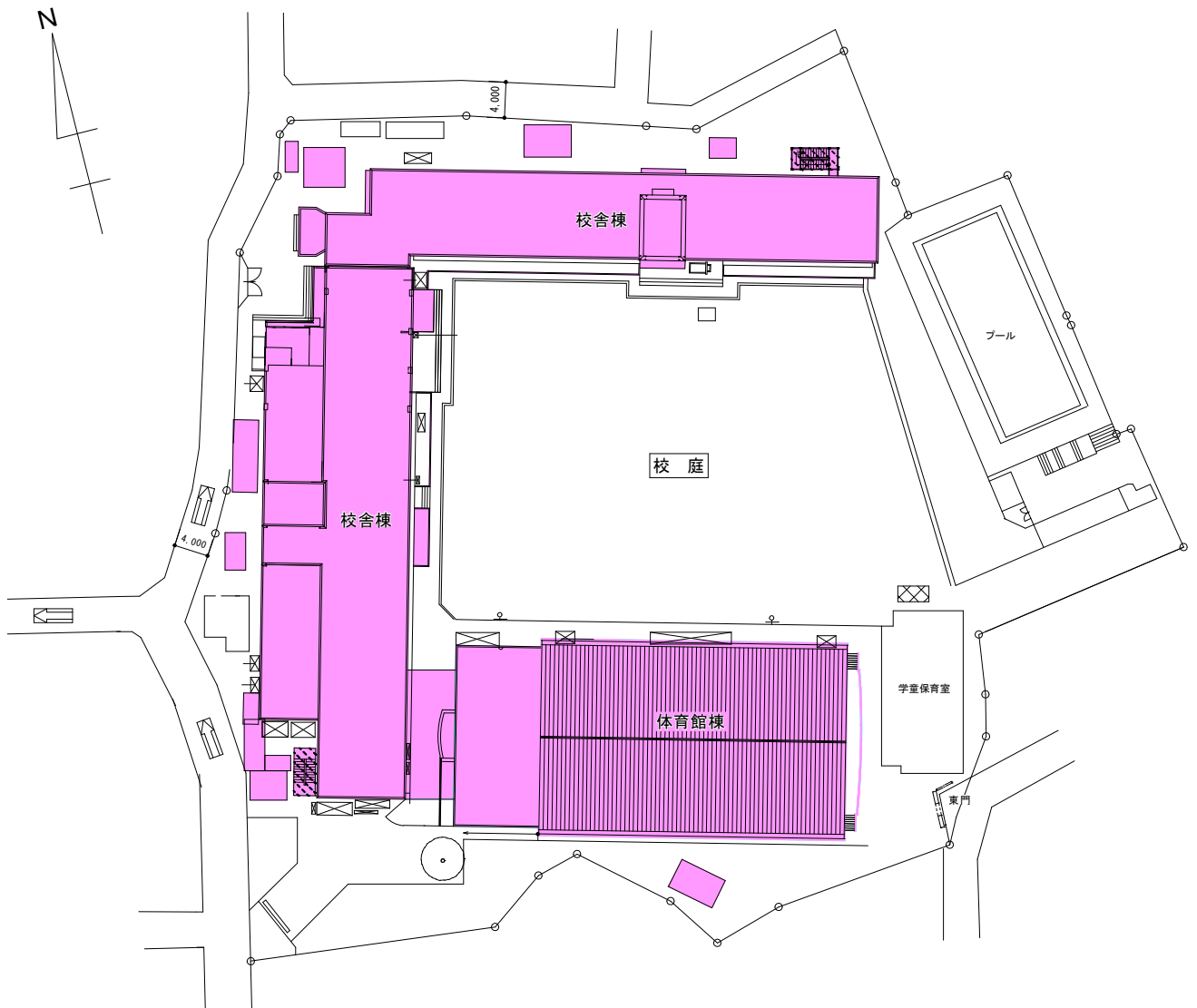
- (1) 案内図
別紙1のとおり
- (2) 配置図
別紙2のとおり

案内図



葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事

配置図



葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事

葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結について

学校施設課

1 工事の目的

葛飾区立亀有中学校については、葛飾区有建築物保全工事計画により保全工事が必要な時期の対象物件となっている。このことを踏まえ、葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事

(2) 工事箇所

葛飾区亀有一丁目23番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

2億2,305万8,000円

(5) 契約金額

2億2,291万5,000円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区高砂一丁目23番3号

清水ペイント株式会社

代表取締役 深野正治

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和9年3月12日まで

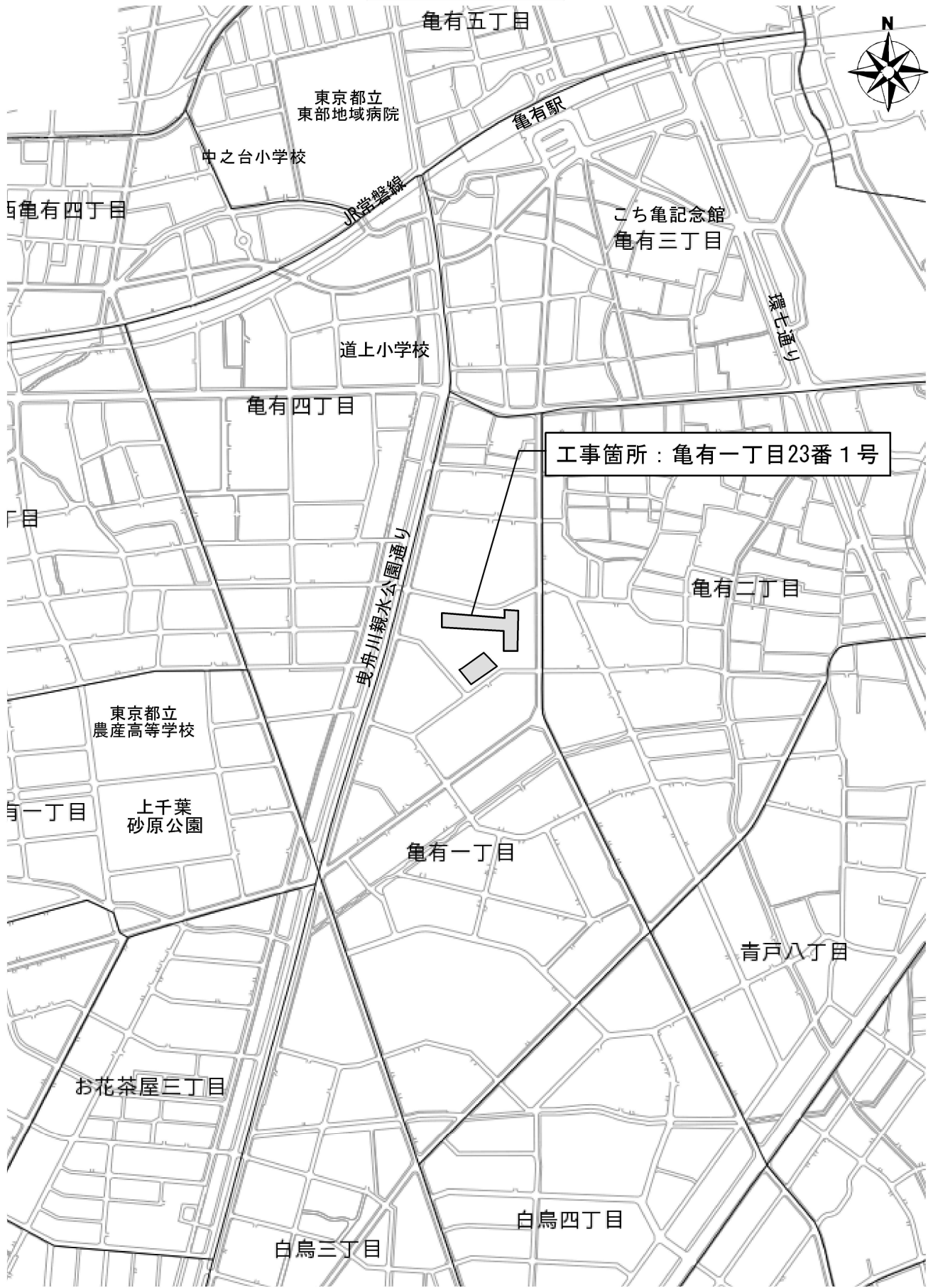
3 工事の概要

- | | | |
|--------------|----|----------------|
| (1) 外壁塗装改修工事 | 面積 | 6,872.90平方メートル |
| (2) 防水改修工事 | 面積 | 744.00平方メートル |

4 参考資料

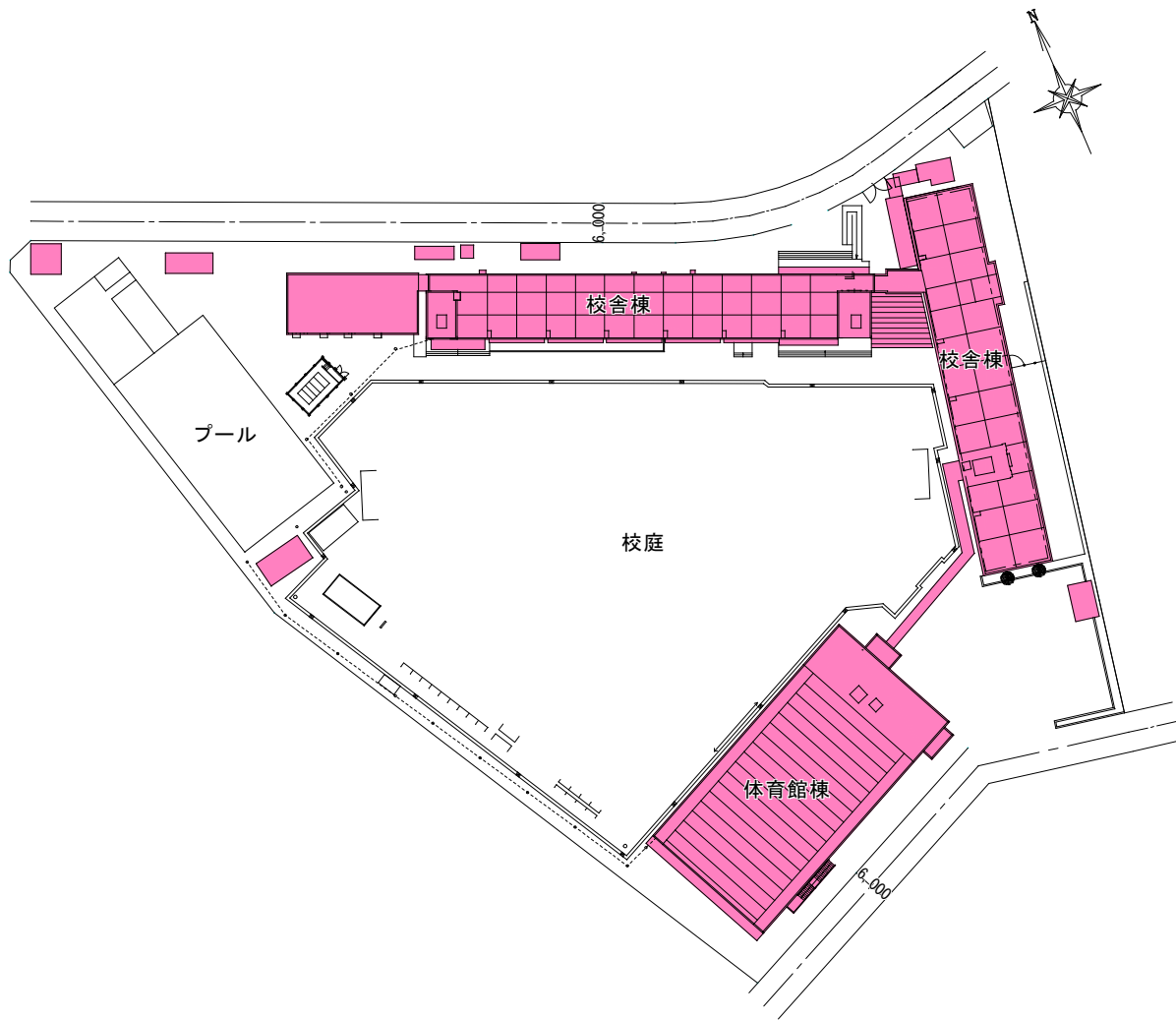
- (1) 案内図
別紙1のとおり
- (2) 配置図
別紙2のとおり

案内図



葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事

配置図



葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事

(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事請負契約締結について

学校教育推進担当課

1 工事の目的

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画（令和4年9月改定）に基づき学校施設として整備を進めている（仮称）新宿地区屋内温水プールの建築工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

(2) 工事箇所

葛飾区新宿三丁目328番1、2、331番2

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

24億7万9,000円

(5) 契約金額

24億2,000円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区奥戸二丁目40番6号

大翔建設株式会社

代表取締役 三 村 徹 也

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和10年7月14日まで

3 工事の概要

(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

(1) 敷地面積 1,668.48 平方メートル

(2) 建築構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
地上3階建

建築面積 1,138.01 平方メートル

延べ面積 2,558.25 平方メートル

高さ 11.95 メートル

(3) 主要諸室等 1階 待合ホール、エントランスホール、事務室
2階 更衣室、備蓄倉庫
3階 プール、採暖室、器具庫、監視員控室兼救護室、
見学スペース

4 参考資料

(1) 案内図

別紙1のとおり

(2) 配置図及び各階平面図等

別紙2のとおり

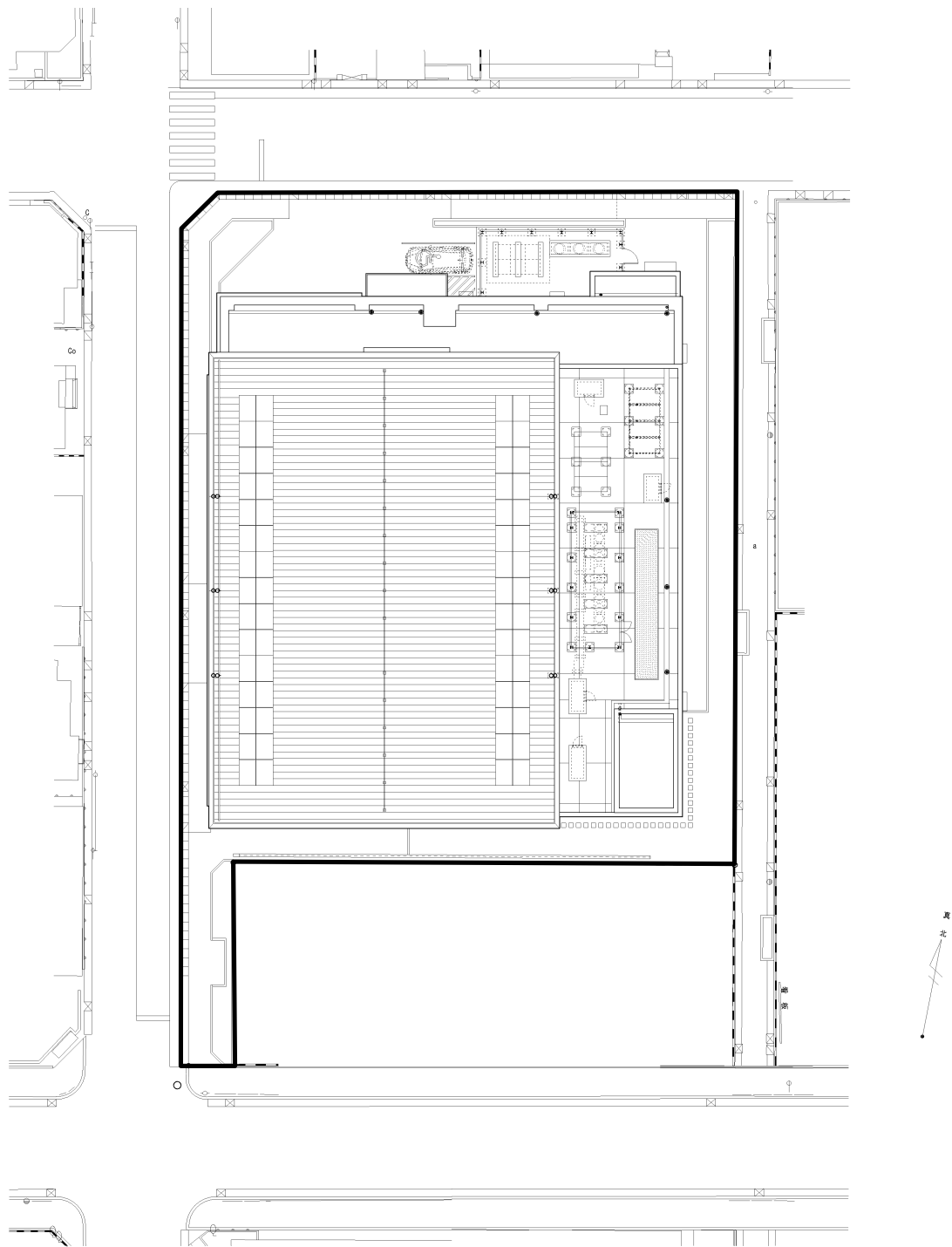
案内図



工事箇所：新宿三丁目328番 1、2、331番 2

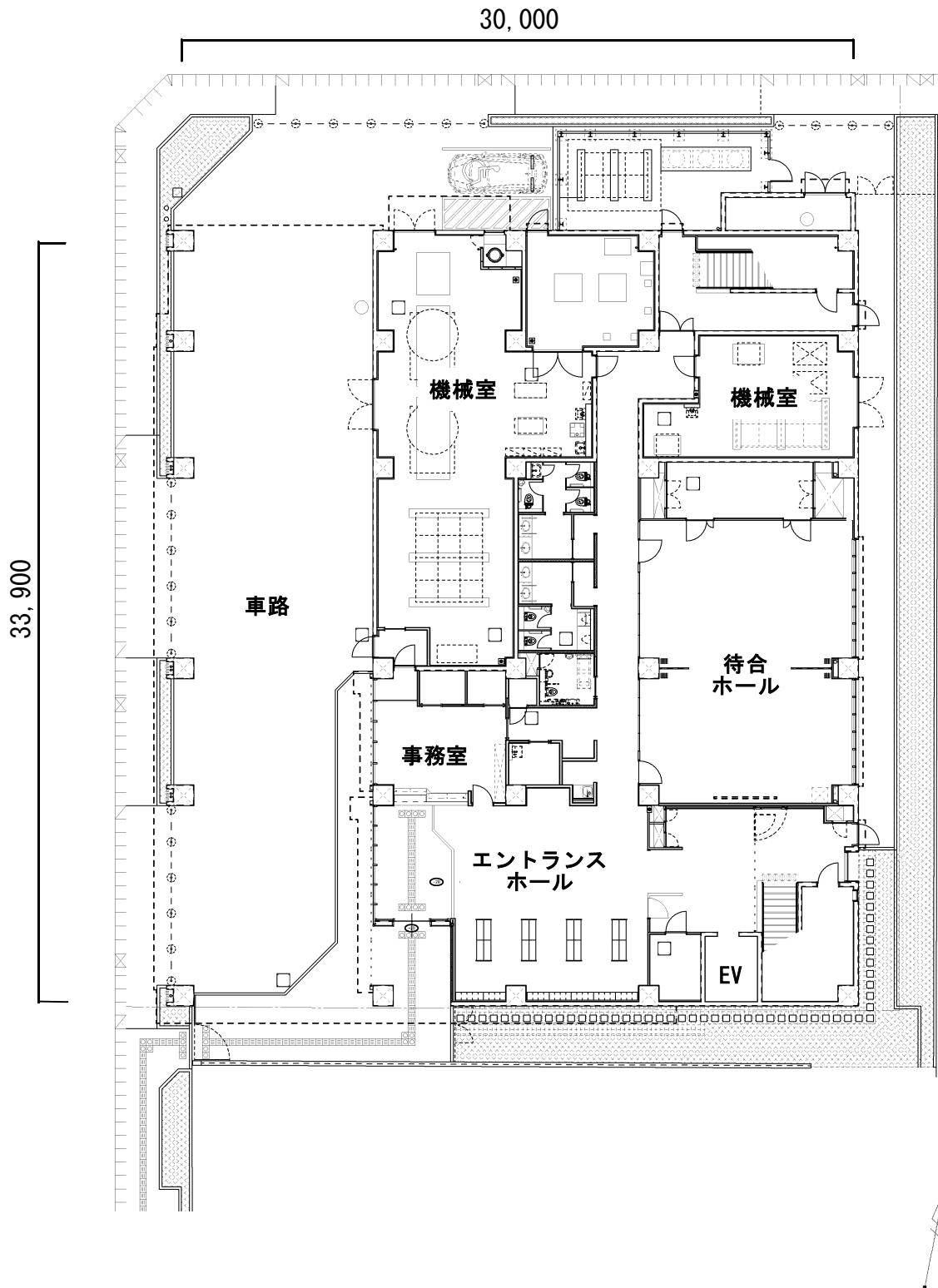
(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

配置図



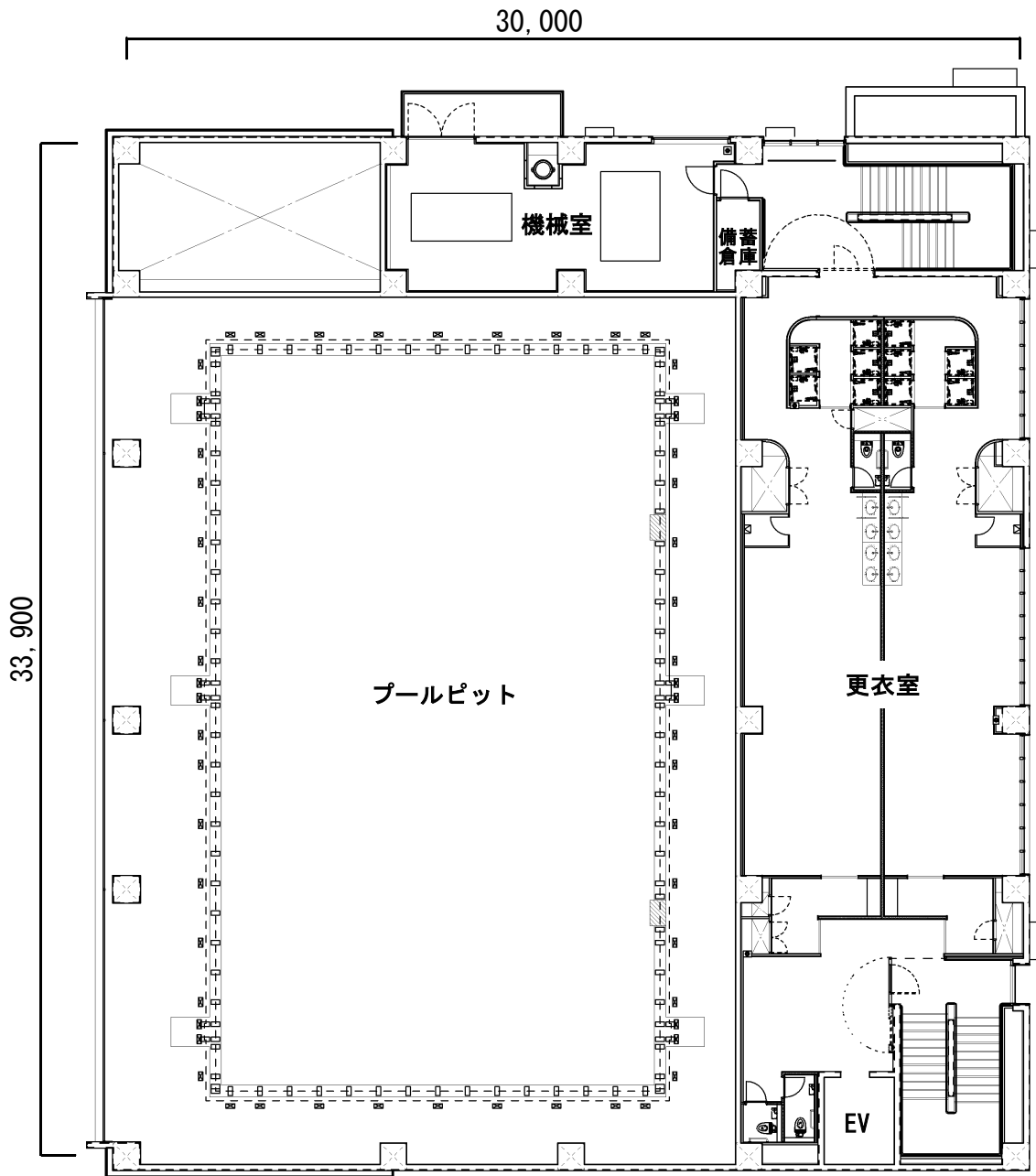
(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

1階平面図



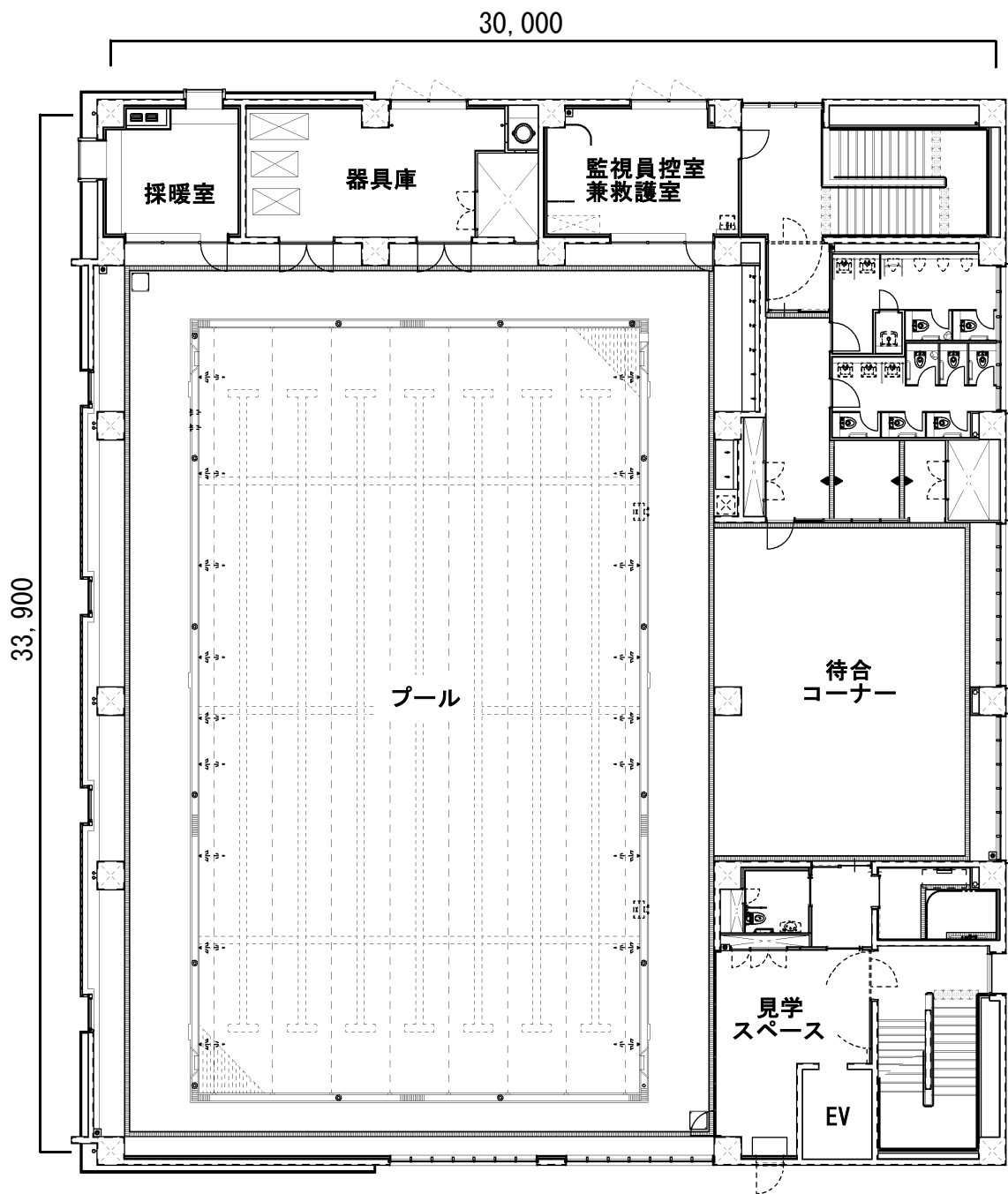
(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

2階平面図



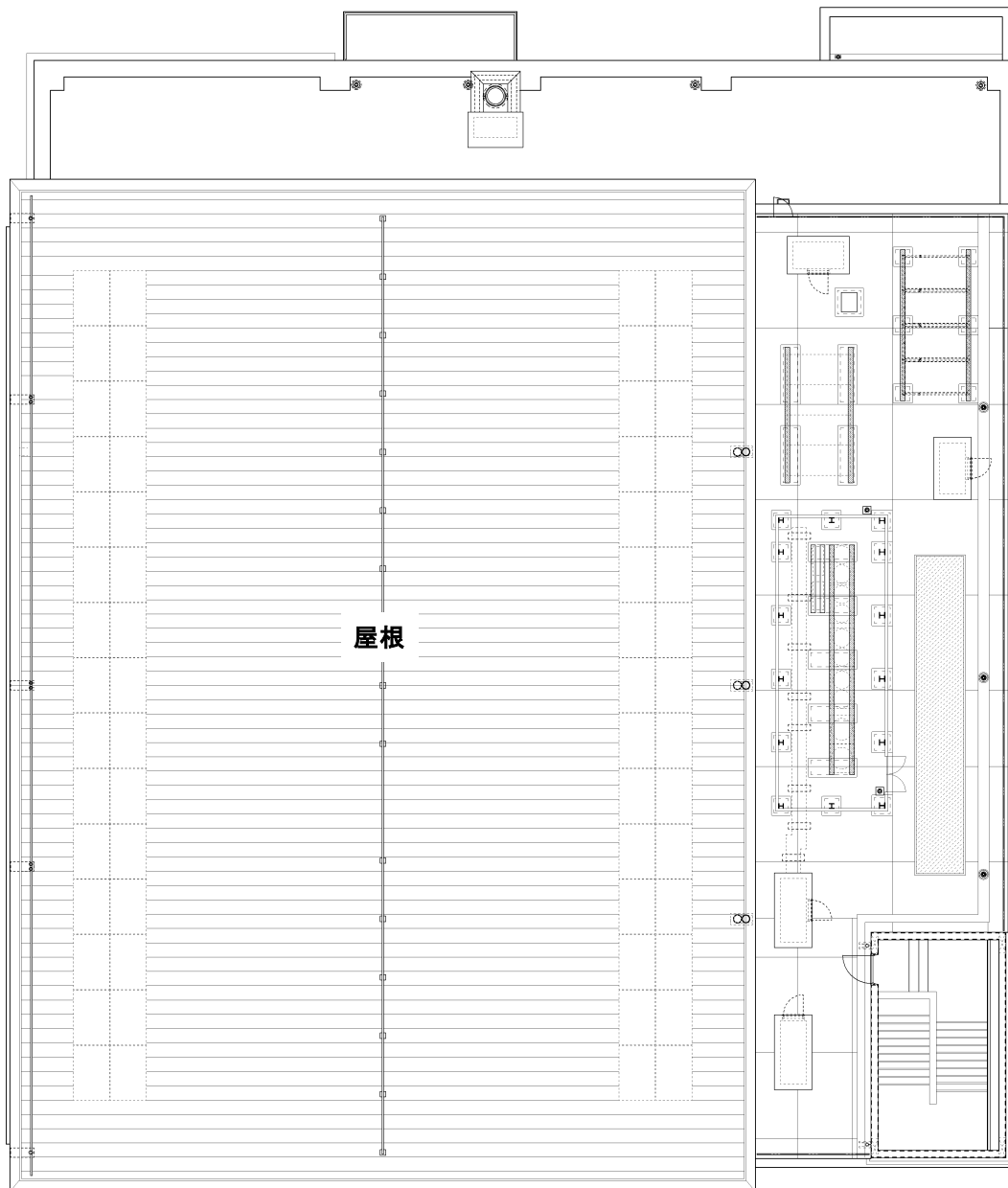
(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

3階平面図



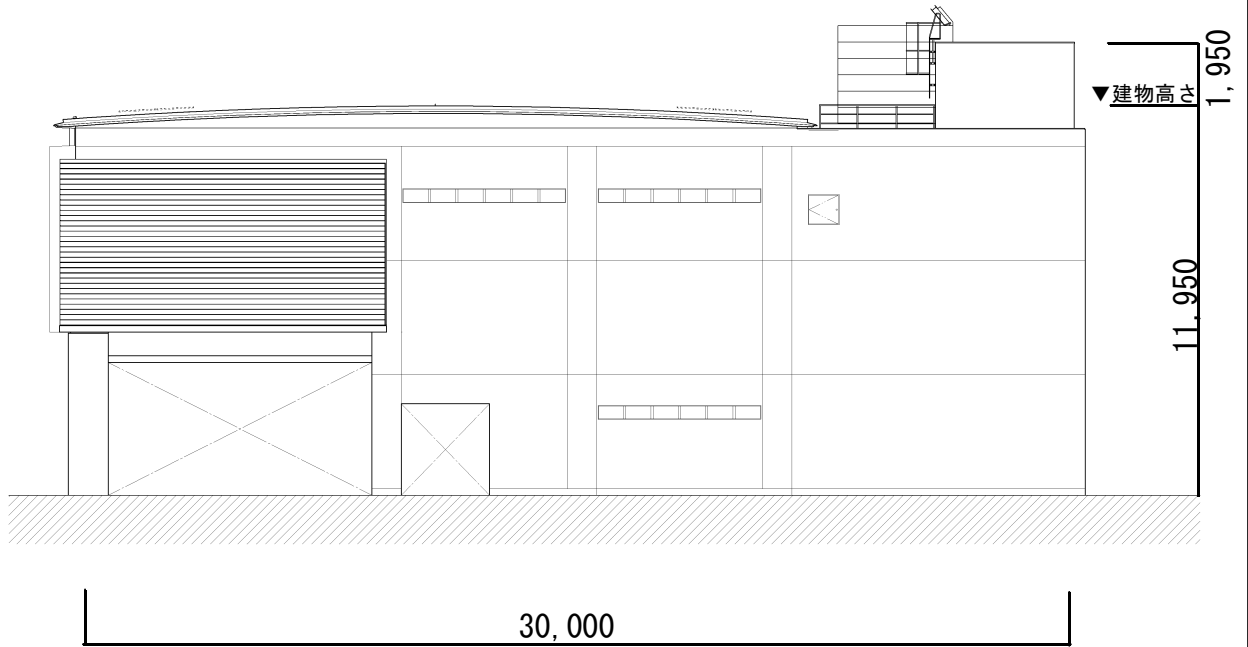
(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

屋上平面図



(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

立面図（南面）



立面図（北面）

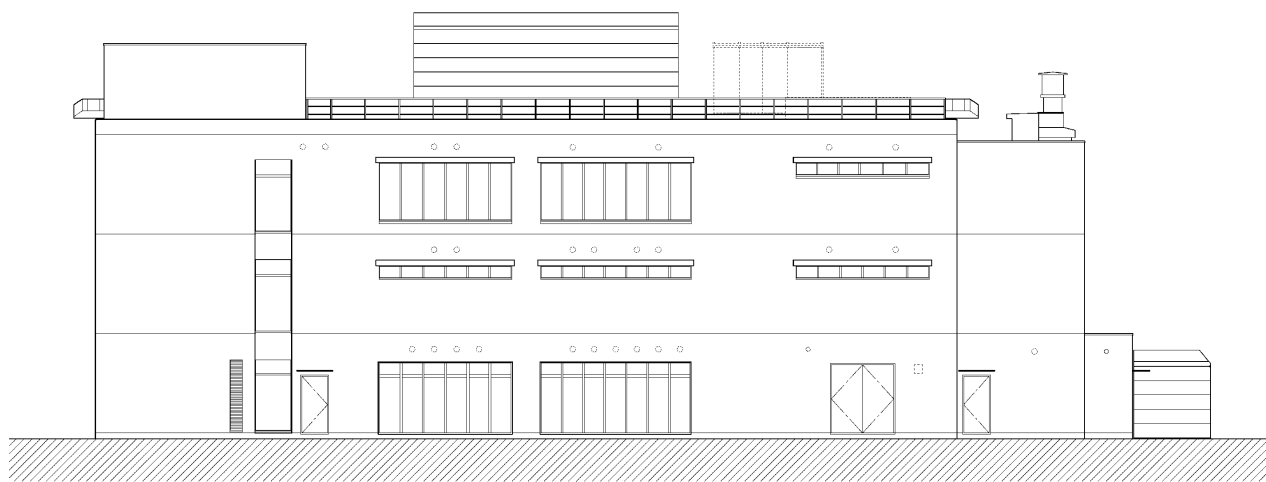


(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

立面図（西面）



立面図（東面）



(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

外観パース



(仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事

専決処分（損害賠償額の決定）の報告について

学校施設課

1 専決処分事項

損害賠償額の決定

2 損害賠償の相手方、契約件名、遅延日数及び損害賠償額

相手方	契約件名	遅延日数	損害賠償額
東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号 東京ガス株式会社	GHP ガス料金 令和 8 年 1 月分	38 日	511 円
	一般ガス料金 令和 8 年 1 月分	38 日	117 円

3 事案の概要

四ツ木中学校の令和 8 年 1 月分のガス料金について、相手方の発行する請求書に基づき令和 8 年 2 月 9 日までに支払うべきところ、請求書の到着の確認を怠り、支払いを滞らせたことにより延滞利息が発生したため、その延滞利息の額を損害賠償として支払うもの

4 専決処分年月日

令和 8 年 4 月 27 日

水元小学校の改築について

学校施設整備担当課

1 屋内運動場解体工事について

(1) 経過

屋内運動場解体工事において、屋根材及び屋根下地から当初想定していなかったアスベスト含有建材の存在が判明した。そのため、当該アスベスト含有建材の撤去作業が必要となり、令和8年9月まで工期を延長することとなった。これに伴い、アスベスト含有建材の撤去に係る経費及び工期延長に伴う経費を令和8年度第一次補正予算案に計上するもの

(2) 令和8年度第一次補正予算案計上額

解体工事費

53,400千円

(3) 今後のスケジュール (予定)

令和8年9月 屋内運動場解体工事完了

2 外構整備工事について

(1) 経過

水元小学校の改築に係る外構整備工事については、屋内運動場解体工事に引き続き施工する計画であった。

今般、外構整備工事の入札が不調となったため、今後の対応及び工事スケジュールについて検討を行っている。

(2) 今後の進め方

今後の対応及び工事スケジュールについて整理の上、改めて報告する。

小松南小学校の改築に係る旧松南小学校敷地の活用について

学校施設整備担当課

小松南小学校の改築に当たり、改築工事期間中に仮校舎として使用する旧松南小学校敷地の活用方法については、「葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方」において、改築事業終了後の跡地活用ニーズを踏まえ決定することとしている。

この度、旧松南小学校敷地の活用方法を整理したため報告するもの

1 旧松南小学校敷地の活用方法について

(1) 旧松南小学校校舎の現況

旧松南小学校校舎は、昭和42年から昭和46年にかけて建設し、最も古い校舎棟では築59年が経過している。また、平成13年3月の廃校以降、大規模な更新・改修を行っていない。

(2) 改築事業終了後の跡地活用

地域の要望及び庁内の意向を踏まえ、庁内で検討を進めている。

(3) 仮校舎の整備方法

ア 校舎については、既存校舎棟を解体し、プレハブ造による仮設校舎を整備する。

イ 体育館については、既存体育館棟を改修し、引き続き活用する。

2 今後のスケジュール（予定）

令和8年9月 旧松南小学校一部改修・一部解体設計業務委託に係る補正予算案の計上

令和8年12月 旧松南小学校一部改修・一部解体設計業務委託着手

令和9年度 旧松南小学校敷地での仮校舎整備工事着手

令和12年度 旧松南小学校敷地での仮校舎運営開始

小松南小学校敷地での新校舎整備工事着手

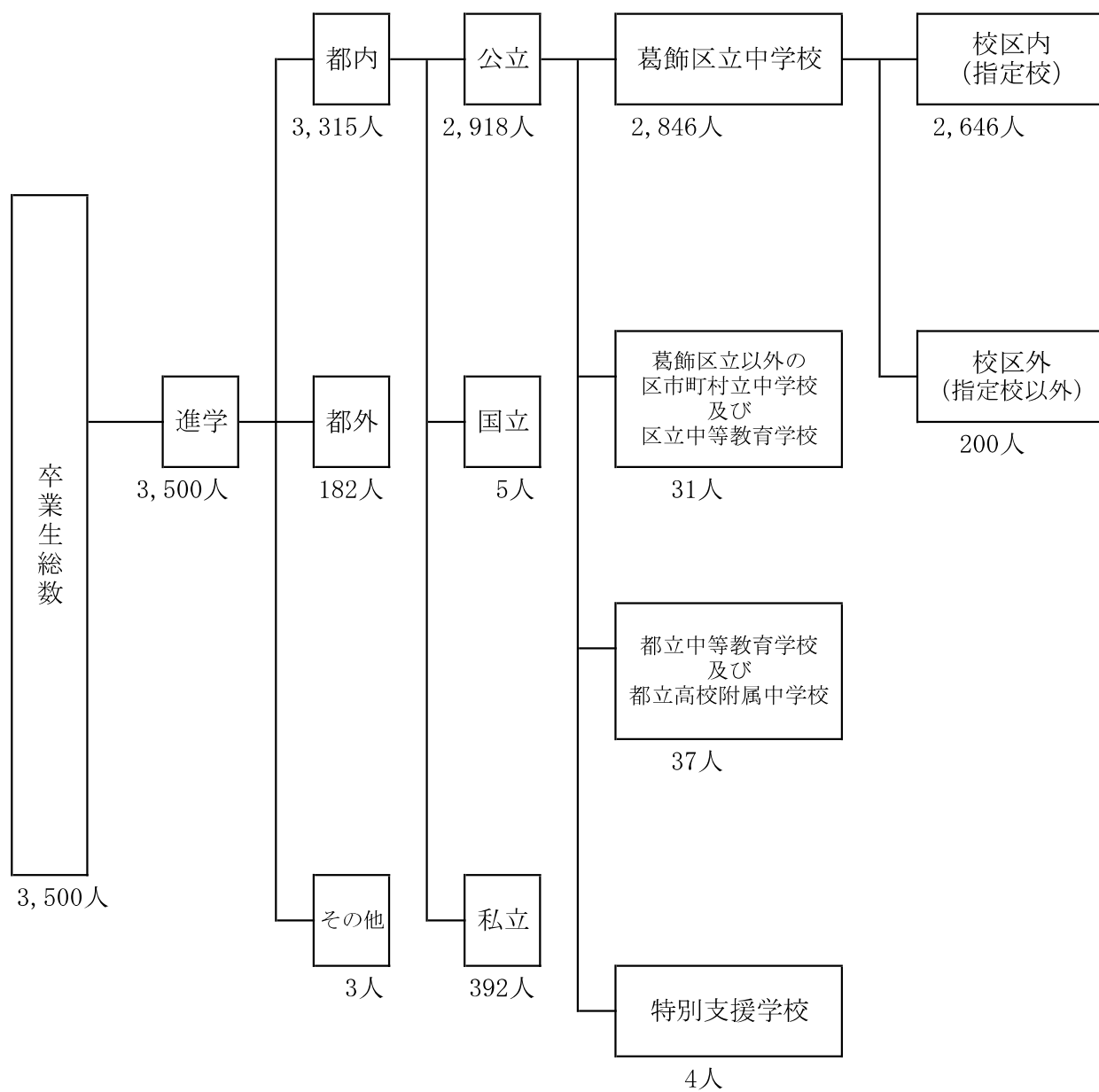
令和16年度以降 新校舎竣工

令和17年度以降 旧松南小学校敷地の跡地活用

令和 7 年度区立小・中学校卒業生の進路状況について

教育指導課

1 令和 7 年度区立小学校卒業生（令和 8 年 3 月卒業）の進路状況

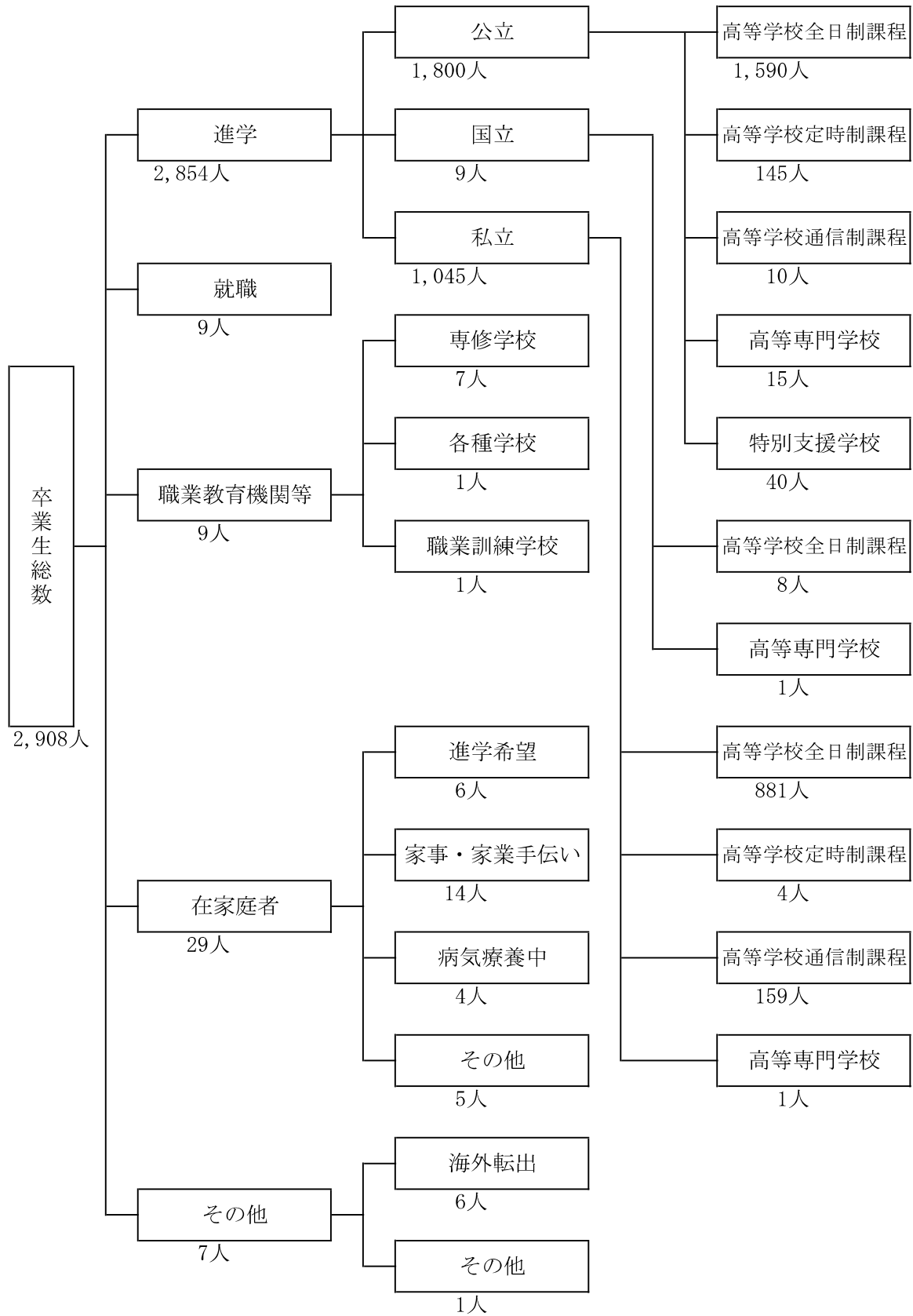


令和7年度 区立小学校卒業生の進路状況年度比較表

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
卒業生総数	3,486人	3,432人	3,390人	3,416人	3,500人
都内の中学校等	3,298人	3,235人	3,276人	3,232人	3,315人
	(94.60%)	(94.26%)	(96.64%)	(94.61%)	(94.71%)
葛飾区立中学校	2,824人	2,761人	2,767人	2,763人	2,846人
	(81.01%)	(80.45%)	(81.62%)	(80.88%)	(81.31%)
校区内 (指定校)	2,637人	2,579人	2,565人	2,597人	2,646人
校区外 (指定校以外)	187人	182人	202人	166人	200人
葛飾区立以外の 区市町村立中学校 及び 区立中等教育学校	33人	34人	37人	54人	31人
	(0.95%)	(0.99%)	(1.09%)	(1.58%)	(0.89%)
都立中等教育学校 及び 都立高校附属中学校	52人	45人	51人	37人	37人
	(1.49%)	(1.31%)	(1.50%)	(1.08%)	(1.06%)
都立特別支援学校	3人	3人	2人	1人	4人
	(0.09%)	(0.09%)	(0.06%)	(0.03%)	(0.11%)
国立中学校等	6人	8人	4人	3人	5人
	(0.17%)	(0.23%)	(0.12%)	(0.09%)	(0.14%)
私立中学校	380人	384人	415人	374人	392人
	(10.90%)	(11.19%)	(12.24%)	(10.95%)	(11.20%)
都外の中学校	186人	196人	110人	183人	182人
	(5.34%)	(5.71%)	(3.24%)	(5.36%)	(5.20%)
その他	2人	1人	4人	1人	3人
	(0.06%)	(0.03%)	(0.12%)	(0.03%)	(0.09%)

()内は卒業生総数に対する割合となり、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示している。したがって合計が100%にならない場合がある。

2 令和7年度区立中学校卒業生（令和8年度3月卒業）の進路状況



令和7年度 区立中学校卒業生の進路状況年度比較表

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
卒業生総数	2,888人	2,993人	2,950人	2,947人	2,908人
進 学	2,833人 (98.10%)	2,947人 (98.46%)	2,897人 (98.20%)	2,900人 (98.41%)	2,854人 (98.14%)
公 立	1,789人 (61.95%)	1,897人 (63.38%)	1,794人 (60.81%)	1,884人 (63.93%)	1,800人 (61.90%)
高等学校全日制課程	1,633人	1,683人	1,618人	1,713人	1,590人
高等学校定時制課程	94人	113人	106人	116人	145人
高等学校通信制課程	5人	39人	14人	19人	10人
高等専門学校	15人	16人	15人	4人	15人
特別支援学校	42人	46人	41人	32人	40人
国 立	7人 (0.24%)	8人 (0.27%)	8人 (0.27%)	4人 (0.14%)	9人 (0.31%)
高等学校全日制課程	7人	6人	7人	4人	8人
高等専門学校	0人	2人	1人	0人	1人
私 立	1,037人 (35.91%)	1,042人 (34.81%)	1,095人 (37.12%)	1,012人 (34.34%)	1,045人 (35.94%)
高等学校全日制課程	890人	882人	897人	828人	881人
高等学校定時制課程	4人	1人	4人	5人	4人
高等学校通信制課程	143人	159人	193人	175人	159人
高等専門学校	0人	0人	1人	1人	1人
特別支援学校	0人	0人	0人	3人	0人
就 職	12人 (0.42%)	12人 (0.40%)	8人 (0.27%)	10人 (0.34%)	9人 (0.31%)
職業教育機関等	10人 (0.35%)	12人 (0.40%)	21人 (0.71%)	14人 (0.48%)	9人 (0.31%)
専修学校	10人	7人	21人	12人	7人
各種学校	0人	4人	0人	2人	1人
職業訓練学校	0人	1人	0人	0人	1人
在家庭者	24人 (0.83%)	18人 (0.60%)	21人 (0.71%)	21人 (0.71%)	29人 (1.00%)
進学希望	3人	1人	3人	7人	6人
就職希望	7人	4人	2人	0人	0人
家事・家業手伝い	8人	7人	7人	10人	14人
病気療養中	0人	1人	1人	1人	4人
その他	6人	5人	8人	3人	5人
その他	9人 (0.31%)	4人 (0.13%)	3人 (0.10%)	2人 (0.07%)	7人 (0.24%)
海外転出	3人	3人	3人	1人	6人
その他	6人	1人	0人	1人	1人

()内は卒業生総数に対する割合となり、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示している。したがって合計が100%にならない場合がある。

令和 8 年度教育研究指定校等について

教育指導課

1 葛飾区教育委員会が指定する教育研究指定校

今日的な教育課題や葛飾区のエド育施策、各学校・園が直面する課題について、原則として2年間の研究を行い、その研究成果を他の学校・園及び地域社会に還元する。

研究指定2年目の学校・園は、教育指導課が定める日時に、授業の公開及び研究発表を各学校・園を会場として開催する。

(1) 継続（2年目）11校

	学校名	教科等	内容	発表日
1	こすげ小学校	国語科	自分の「問い」をもち、学び合う児童の育成 ～国語科「読む」活動を通して～	令和8年 10月23日
2	青戸小学校	国語科	自分の思いや考えを主体的に表現し、学び合う児童の育成 ～国語科「読むこと」を通して～	令和8年 11月19日
3	原田小学校	全教科	自分の思いや考えを伝え、学びを深め振り返る学習の工夫 ～ICTやAIの活用による協働を通して～	令和8年 11月27日
4	柴原小学校	体育科	仲間とともに思い切り楽しむ体育学習 ～「やりたい」「なりたい」を育む授業づくり～	令和8年 11月30日
5	奥戸小学校	国語科	目的に応じて必要な情報を読み解く児童の育成 ～自分の考えを表現する説明的な文章の授業づくり～	令和8年 12月1日
6	川端小学校	国語科	伝えたいことを適切に表現しようとする児童の育成 ～協働的に学ぶ「書くこと」（国語科）を通して～	令和8年 12月4日

	学校名	教科等	内容	発表日
7	南奥戸小学校	体育科	主体的に運動に親しみ、仲間とともに学び合う児童の育成 ～誰もが楽しいと感じる体育科の学習を目指して～	令和8年 12月9日
8	宝木塚小学校	生活科 社会科	主体的に学ぶ児童の育成 ～学習のつながりを意識した授業づくり【生活科・社会科を通して】～	令和8年 12月11日
9	立石中学校	全教科	自学自習用配信コンテンツ（スタディサプリ）を活用した、誰ひとりとり残さない学習の推進	令和8年 12月17日
10	上平井中学校	全教科	ウェルビーイングの充実を基盤とした学力向上の研究 ～安心・つながり・自己有効感を育む学び～	令和9年 1月14日
11	上平井小学校	国語科	すべての児童が「わかった・できた」を実感できる授業の工夫 ～国語科における主体的な学びの充実を目指して～	令和9年 1月29日

(2) 新規（1年目）7校

	学校名	教科等	内容
1	小松南小学校	体育科	自分の思いや考えをもち、深める児童の育成 ～体育科における問題（課題）解決的な学習を通して～
2	亀青小学校	国語科	「楽しい」授業の創造 ～「笑顔・元気・思いやり」にあふれる学校にするために「仲間とともに」読み解く力を生み出す国語科指導～
3	末広小学校	国語科	他者と協働し、豊かな言語生活を実現する国語学習
4	北野小学校	算数科	一人一人が考えの根拠をはっきりさせて学び合う算数の授業づくり

	学校名	教科等	内容
5	東四つ木小学校	理科 生活科	なぜだろう！やってみたい！もっと知りたい！ 主体的に問題解決しようとする児童の育成 ～理科・生活科におけるICTの充実・自由進 度学習の可能性を探る～
6	保田しおさい学校	自立活動 体育科	児童のウェルビーイング向上を目指した学校・ 寄宿舎・家庭の教育力の向上 ～自立活動・体育科（保健領域）での健康教育 を通して～
7	双葉中学校	人権教育	自他を認め合い、心豊かな生徒の育成

2 葛飾区教育委員会が指定する推進校等

(1) 授業充実モデル校

各学校の教育的な課題について解決を図るため、地域人材や外部講師を活用した教育活動を実施し、授業の充実を図るとともに、その研究成果を他校に還元する。

奥戸小学校、高砂小学校、飯塚小学校、細田小学校、四ツ木中学校

(2) 体力向上推進校

今日的な子どもたちの体力の低下及び運動時間の減少、運動意欲の低下等、各学校が直面する課題について授業力の向上と課題解決のための実践的な研究を行い、その研究成果を他校に還元する。

堀切小学校、奥戸小学校、柴原小学校、中青戸小学校

(3) 生命尊重教育推進校

かけがえのない生命を尊重することについて深く考え、理解する学習活動を実施するために、東京かつしか赤十字母子医療センターと連携した授業を実施し、生命尊重教育を推進する。

末広小学校、半田小学校、飯塚小学校、四ツ木中学校

(4) 学習センター（学校図書館）活用推進校

読書活動や探究的な学びの充実に関する実践的な研究を行い、その研究成果を他校に還元する。

葛飾小学校、南綾瀬小学校、小松中学校、常盤中学校

3 東京都教育委員会から指定を受けた推進校

(1) 人権尊重教育推進校

東京都人権施策推進指針及び東京都教育委員会の教育目標、基本方針に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させ、その研究成果を他校に還元する。

双葉中学校

(2) 体育健康教育推進校

学習指導要領及び東京都教育委員会の教育目標等に基づき、学校において、運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質や能力を育成するため、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その研究成果を他校に還元する。

小松南小学校

いじめによる重大事態の調査結果について

教育指導課

区立中学校においていじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態が発生したため、同項に基づき、学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）が実施した調査結果の概要を報告するもの

1 対象生徒（いじめ認知時点）

第1学年 男子

2 いじめを行った生徒（いじめ認知時点）

生徒A 女子 生徒B 女子 生徒C 女子 生徒D 女子

生徒E 女子 生徒F 女子 生徒G 男子 生徒H 男子

生徒I 女子 生徒J 女子

いずれも第1学年

3 経過

令和6年1学期の終わり頃～	4（1）アに記載の件が発生
令和7年2月	4（1）イに記載の件が発生
令和7年2月～3月	4（1）ウに記載の件が発生
令和7年3月上旬	対象生徒が本件を認識し、対象生徒から相談を受けた対象生徒保護者が学校へ連絡
令和7年3月10日	学校がいじめを認知
令和7年4月24日	対象生徒保護者の代理人弁護士から教育委員会に対し、いじめ重大事態調査の要請
令和7年5月9日	学校から教育委員会に対し、いじめ重大事態発生の報告
令和7年5月13日	教育委員会が当該校において調査を行うことを決定
令和7年6月11日	文教委員会に、重大事態が発生し、当該校において調査を

	行うことを報告
令和7年7月22日	対策委員会が調査を開始
令和8年3月9日	対策委員会における調査が終了
令和8年3月19日	対策委員会が、対象生徒保護者に対し、調査結果を報告
令和8年4月15日	対策委員会が、対象生徒保護者から調査報告書に付する所見書を受領

4 調査結果の概要

(1) 対策委員会が認定した「いじめ」に係る事実関係及びいじめの該当性

対策委員会において、対象生徒、対象生徒保護者、いじめを行った生徒等関係者からの聞き取り調査及び関係資料の分析を行った。

対策委員会は本調査により認定した次の事実関係について、法第2条第1項に規定する「いじめ」(※)に該当するとした。

※法第2条第1項に規定する「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

ア 対象生徒と同じ学年の複数の生徒において、対象生徒が授業中にズボンの中に手を入れたことがあった事実について伝達され、事実とは異なるニュアンスで話が伝わった。

イ 給食当番の係において、対象生徒と同じ班の生徒A、B、F及びJが対象生徒に牛乳係のみを担当させた。

ウ 生徒Aが教員らから渡された列の人数分のプリントのうち、1枚を対象生徒に渡し、残りを生徒Bに渡した。

(2) 本調査で明らかになった課題

ア いじめを早期に発見する体制の構築

当該校では、月1回、アンケートを実施していたほか、学年の全生徒と学年所属教員との面談も実施し、生徒の様子を把握するために努めていた。しかし、実際にいじめを早期に発見することができなかったものであり、これを踏まえ

ると、アンケートや面談に頼りすぎず、個々の教職員が細心の注意を払って生徒を観察する力を養成する必要がある。

また、個々の教職員の力量を向上させることと同時に、複数の教職員の力により、生徒の小さなSOSやトラブルを見逃さず、迅速に対応を行う体制を構築する必要がある。

イ いじめを行わない／許さない生徒の育成

誤解や尾ひれの付いた表現を含む情報が生徒間で広まり、対象生徒が避けられる事態に至ったという背景を踏まえ、情報が人から人へ伝わる過程で内容が変化しやすいことを学ぶ体験や、「噂話」がもたらす影響のほか、確認されていない情報を広めることの危険性について考える活動を授業の中で設定するなど、情報の受け取り方や発信の仕方についての理解を深めさせる必要がある。また、確認することができた事実であったとしても、それを他者に広めることにより、対象となる生徒が傷つくであろうことを想像させる教育を行う必要がある。

(3) 当該校における再発防止に向けた取組及び今後の対応

ア 複数の教職員による生徒の観察

副担任の教員が、担任をより積極的にサポートする体制を構築するものとし、例えば、給食指導、清掃指導、下校指導等の時間帯にも、より積極的に教室の中に入る。また、授業中においても、教科を指導している教員のほか、管理職を含めた他の教職員も教室を巡回し、生徒の様子を観察する体制を構築する。

イ 教育的支援の実施

情報の受け取り方や発信の仕方についての理解を深めさせること、また、確認することができた事実であったとしても、それを他者に広めることにより、対象となる生徒が傷つくであろうことを想像させる教育を行う必要があり、こういった観点での教育的支援を行うことを検討していく。

ウ いじめ防止に関する授業の実施

「特別な教科 道徳」や「総合的な学習の時間」を活用するなどして、他者への想像力を育むことや、周りの生徒に対する思いやりや正義感を涵養できる授業を行うよう心掛ける。例えば、外部の弁護士を招聘するなどして、いじめ

防止に関する授業を企画していく。

5 教育委員会のいじめ防止対策の主な取組

(1) 職層に応じた研修の実施

これまで、校長、副校長、主幹教諭などの職層に応じて、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する研修を実施してきた。令和8年度から、管理職等を対象に弁護士を講師とする研修を行い、法的な側面からもいじめ対応の理解を深められるようにする。

(2) 学校への適切な支援

学校に指導助言する立場として、これまでと同様に今後も、法やガイドライン等への理解を深める。学校にのみいじめの対応を任せるのではなく、必要に応じて法規専門員とも連携を図り、学校に対し、適切な支援をする。

(3) 授業を通じたいじめ防止の取組

区立学校の全児童・生徒へのいじめ防止に向けたリーフレットの配布を継続する。令和7年度から、各学校においてリーフレットを活用したいじめに関する授業を実施し、子どもたち自ら、どのような行為がいじめに該当するのか考え、いじめ防止への意識を高められるような取組を行っている。令和8年度から、小学校用と中学校用のリーフレットを作成し、学齢に応じた指導を行えるようにする。

かつしかチャレンジプログラムについて

教育指導課

学校教育推進担当課

1 目的

区立小・中学校の児童・生徒を対象に、能力を更に向上させるための事業「かつしかチャレンジプログラム」を実施する。令和8年度は、これまでの「自然科学コース」「プログラミングコース」「English challengeコース」「理数分野コース」の4つのコースに加えて「調べる学習コース」を新設する。

2 各コースの目的

(1) 自然科学コース

子どもたちが自らテーマを設定し、指導員の助言を得ながら研究を行い、結果を考察する中で、科学的な見方や考え方の更なる向上を図る。

(2) プログラミングコース

プログラミング教材を活用した講座を受講し、プログラミング的思考や情報活用能力等の育成を図る。

(3) English challengeコース

英語の習熟度に応じて分けた4つのクラス（英検準2級プラスchallengeコース、英検準2級challengeコース、英検3級challengeコース、Enjoy English（英検4級相当）コース）において、外国人講師のレッスン及び英検対策講座を受講し、「話すこと」や「書くこと」等を通して、コミュニケーション能力の向上を図り、英検合格を目指す。

(4) 理数分野コース

理数分野の学習を中心に学んだことを応用し、数式や物理の原理を活用した探究活動を行い、探究力や思考力の向上を図る。

(5) 調べる学習コース

調べ学習のテーマの決め方から本を活用した調べ方、資料のまとめ方等を学び、児童の知的好奇心、課題を見つけて探究する力の育成を図る。

3 応募人数等

コース	対象	募集人数	応募人数
自然科学コース	小学5・6年生	120人	79人
	中学1・2年生 <研究組>	30人	21人
	<実験組>	60人	78人
プログラミングコース	小学3・4年生	50人	111人
	小学5・6年生	50人	51人
	中学1～3年生	60人	43人
English challengeコース	中学1～3年生	100人	80人
理数分野コース	小学5・6年生	60人	68人
	中学1～3年生	60人	27人
調べる学習コース	小学1～3年生	60組 (親子)	109組 (親子)
	小学4～6年生	30人	45人

※募集人数を超えた「自然科学コース 中学1・2年生 実験組」については、安全に実験を行うために人数を定員内に収めなければならないことや全10回のカリキュラムを別日で開催することが難しいことから抽選を行った。それ以外の募集人数を超えたコースについては、応募者全員が受講できるよう調整を行った。

4 スケジュール (予定含む)

コース	対象	実施期間	回数	場所
自然科学コース	小学5・6年生	5月16日～ 2月27日	11回 (土曜日)	科学教育センター
	中学1・2年生	6月6日～ 2月27日	研究組 21回 実験組 10回 (土曜日)	科学教育センター

コース	対象	実施期間	回数	場所
プログラミング コース	小学3・4 年生	6月28日	1回 (日曜日)	総合教育 センター
	小学5・6 年生	7月18日～ 7月20日	3回 (土・日曜日、祝日)	総合教育 センター
	中学1～3 年生	7月18日～ 7月20日	3回 (土・日曜日、祝日)	中央図書館
English challengeコース	中学1～3 年生	6月13日～ 10月24日	10回 (土曜日及び 夏季休業日)	総合教育 センター
理数分野コース	小学5・6 年生	7月27日～ 8月25日	5回 (夏季休業日)	科学教育 センター
	中学1～3 年生	7月30日～ 8月28日	5回 (夏季休業日)	科学教育 センター
調べる学習コース	小学1～3 年生	6月13日 6月27日 7月4日 7月11日	いずれか1回 (土曜日)	中央図書館
		小学4～6 年生		
			8月4日 8月5日	2回 (夏季休業日)

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の更新について

学校教育推進担当課

1 目的

本区では、近年の熱中症予防対策の必要性の高まりなどにより計画的な水泳指導が難しくなってきたことから、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」（以下「方針」という。）や方針の実施計画において、屋内温水プールへの移行や施設の受入体制などの考え方を示し、水泳指導の屋内温水プールへの移行を進めてきた。

現在では半数以上の小学校で屋内温水プールを活用した水泳指導を行っているが、屋内温水プールへの移行を進めていくに当たり、民間施設の撤退や休止に伴う実施日程の変更、バスの確保、移行後の学校プールの取扱いなどの課題が生じてきたところである。

全小学校の屋内温水プールへの移行をより計画的に進めていくため、これまでに整理してきた水泳指導の実施方法や屋内温水プールへの移行に加え、こうした課題への対応などを含め、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針（更新案）」として取りまとめたため報告する。

なお、今後は、方針の実施計画についても構成の見直しを行い、全小学校の移行時期を示した移行計画に変更していくこととする。

2 今後の水泳指導の実施方法に関する方針（更新案）

別添のとおり

3 今後の予定

令和8年7月 教育委員会（新たな方針の決定）

9月 教育委員会（移行計画案の報告）

文教委員会（移行計画案の報告）

10月 教育委員会（移行計画の決定）

**今後の水泳指導の実施方法に関する方針
(更新案)**

葛飾区教育委員会

目次

1	はじめに.....	1
2	これまでの取組.....	1
	（1）方針及び実施計画の策定.....	1
	（2）移行校数及び事業経費の推移.....	2
	（3）取組の成果.....	2
	（4）課題.....	6
3	屋内温水プールにおける水泳指導の考え方.....	7
	（1）移行の考え方.....	7
	（2）水泳指導の実施方法.....	8
	（3）水泳指導における授業時数.....	8
4	民間事業者等の施設の活用及び新施設の整備.....	9
	（1）民間施設及び既存区立施設の活用.....	9
	（2）新施設の整備.....	10
5	移行前の小学校及び中学校での水泳指導に当たっての熱中症対策.....	13
6	移行後に使用しなくなった学校プールの取扱い.....	14
	（1）単独棟のプール.....	14
	（2）合築棟のプール.....	14
7	移動手段の確保.....	15
	（1）将来的なバスの年間必要台数.....	15
	（2）安定的なバスの確保に向けた取組.....	16
	（3）移動時の安全確保.....	16
8	事業経費の試算.....	17

【参考資料】

泳力別グループ人数の変化（令和7年度）.....	18
区立小学校及び屋内温水プール配置図（令和8年度）.....	24
学習指導要領（平成29年告示）（水泳指導に関する内容を抜粋）.....	25

1 はじめに

本区では、近年の熱中症予防対策の必要性の高まりなどにより計画的な水泳指導が難しくなってきたことから、令和2年度に「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、小学校の水泳指導の屋内温水プールへの移行を進めてきたところである。

屋内温水プールにおける水泳指導の手法を確立し、移行した学校では計画的な水泳指導が実施できている一方で、民間施設の撤退や休止に伴う実施日程の変更、バスの確保、移行後の学校プールの取扱いなどの課題が生じている。

全小学校の移行をより計画的に進めていくため、水泳指導の実施方法や屋内温水プールへの移行の考え方のみならず、こうした課題への対応も含めた方針として更新する。

2 これまでの取組

(1) 方針及び実施計画の策定

今後の水泳指導の実施方法に関する方針（令和2年12月策定）	
概要	(小学校) ・改築や学校プールの大規模改修が必要となった際にはプール整備をせず、屋内温水プールに移行する。 ・その他、学校の意向に応じて屋内温水プールに移行する。 (中学校) ・改築時や大規模改修時の各校の状況に応じて対応する。
実施計画及び移行計画（令和3年11月策定）	
概要	・区の総合スポーツセンター及び民間施設の計12施設で、1施設当たり2校程度の移行を進める。 ・新たな受入先として2施設を整備する。 ・学校プールで水泳指導を行う学校の熱中症予防対策を強化する。
実施計画及び移行計画（令和4年9月改定）	
概要	・新たな受入先となる2施設の整備地を、新宿及びお花茶屋地域とする。

(2) 移行校数及び事業経費の推移

年度 (令和)	水泳指導委託 及び施設使用	バス移動	合計	移行 校数	利用 施設数
4	49,592,197 円	26,043,780 円	75,635,977 円	12 校	10 施設
5	95,533,499 円	54,570,320 円	150,103,819 円	24 校	12 施設
6	118,550,283 円	102,557,161 円	221,107,444 円	27 校	12 施設
7	114,985,669 円	157,218,398 円	272,204,067 円	26 校	12 施設
8	135,868,000 円	178,663,000 円	314,531,000 円	29 校	11 施設

※移行校数は、試行実施校及び中学校を含む。

※令和4年度から令和6年度までは決算額、令和7年度は決算見込額、令和8年度は予算額とした。

(3) 取組の成果

ア 水泳指導の計画的実施

近年、学校プール使用校では、天候を理由とした水泳指導の延期・中止が多く生じているが、屋内温水プール校では、天候に影響を受けず計画的に水泳指導を行うことができている。

学校プール使用小学校における天候を理由とした延期・中止時数（各学年平均）

令和6年度			令和7年度		
校数	実施 時数平均	延期・中止 時数平均	校数	実施 時数平均	延期・中止 時数平均
24 校	10.5 単位時間	2.5 単位時間	24 校	10.0 単位時間	2.7 単位時間

※1 単位時間は、45 分とする。

屋内温水プール利用校における天候を理由とした延期・中止時数（各学年平均）

令和6年度			令和7年度		
校数	実施 時数平均	延期・中止 時数平均	校数	実施 時数平均	延期・中止 時数平均
25 校	13.0 単位時間	0 単位時間	24 校	12.8 単位時間	0 単位時間

※1 単位時間は、45 分とする。

※令和4年度は台風、令和5年度は大雨により各1校、1回ずつ中止した。

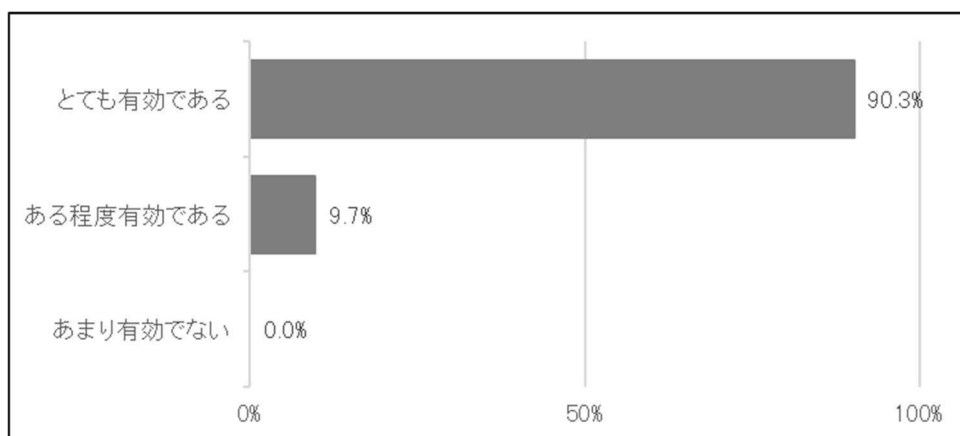
※試行中のよつぎ小学校及び四ツ木中学校は除く。

イ 教員負担の軽減及び児童の学習効果

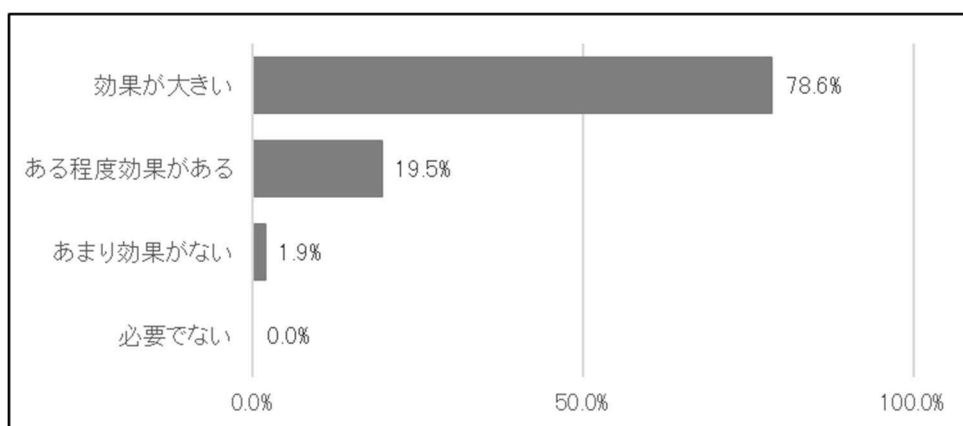
令和4年度から令和6年度にかけて、屋内温水プールを活用して水泳指導を行った小学校の教員・児童に対し、アンケートを行った。教員の負担軽減や児童の学習効果について、肯定的な回答が多数となっている。

【教員向けアンケートの結果】

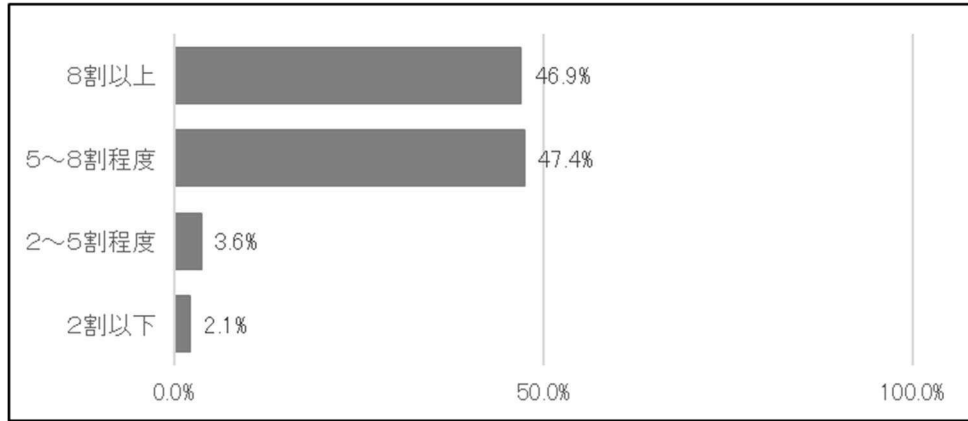
学校プールの維持管理が不要となることについて（令和5年度）



複数のインストラクターが指導補助に加わることによる児童の泳力向上の効果について（令和5年度）

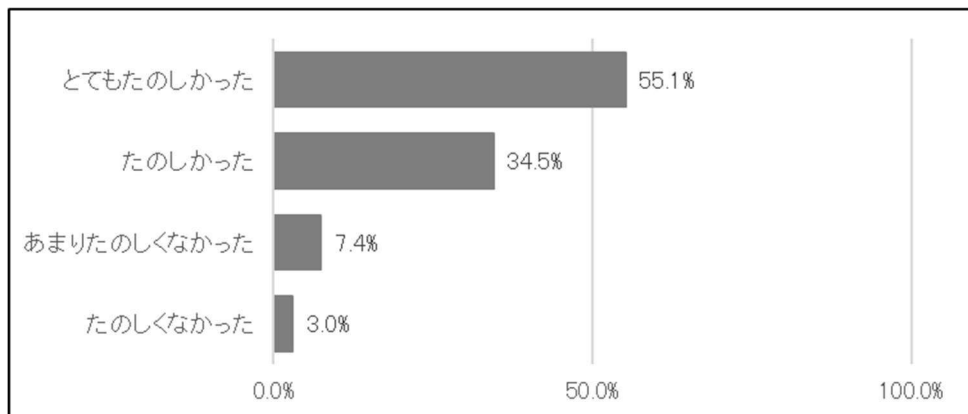


学習指導要領に示されている各学年の目標及び内容を基に各学校が作成している指導計画にある単元のねらいを達成できた児童の割合（令和6年度）

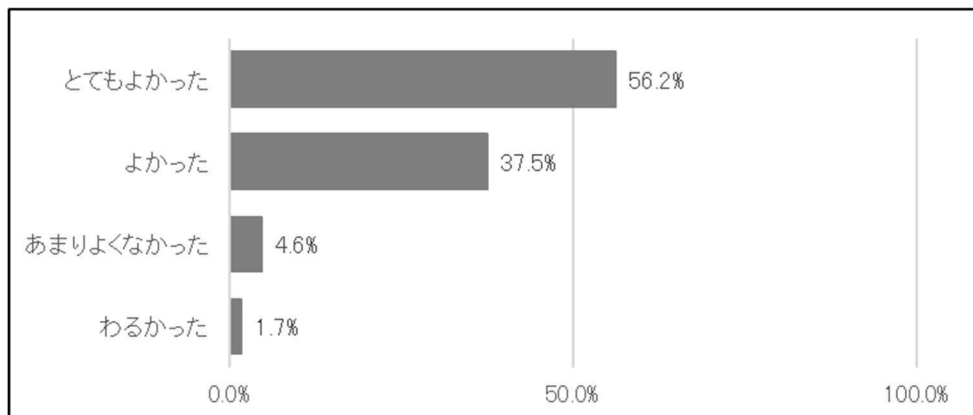


【児童向けアンケートの結果】

プールの授業は楽しかったですか（令和6年度）



コーチの教え方はどうでしたか（令和6年度）



【参考：校長ヒアリング結果】

児童の学習効果をアンケート以外の手段によっても測ることを目的として、令和7年度に、葛飾区立学校水泳指導推進委員会^{*}に参加している小学校9校の校長にヒアリングを行い、泳力別の児童数の推移や児童の姿について確認した。

※葛飾区立学校水泳指導推進委員会

学校教育推進担当課長を委員長とし、教育指導課長、小学校長会代表、小学校教育研究会体育科部長及び屋内温水プール利用校の校長により構成され、屋内温水プールを利用する学校の連絡調整等を行い、水泳指導の充実を図ることを目的としている。

(泳力別の児童数の推移)

令和7年度の水泳指導の開始時及び終了時における泳力別の児童数の推移は、参考資料「泳力別グループ^{*}人数の変化（令和7年度）」（18 ページ）のとおりにあることを確認した。

※泳力別グループ

屋内温水プール利用校では、児童15人につき1人を目安にインストラクターを配置し、泳力に応じたグループ指導を行っている。

(児童の姿)

- a 泳力別グループの人数はほとんど変更していないが、25m以上泳げるようになった児童は増えている。
- b 泳力別の各グループにインストラクターが付き、個に応じた指導が行われることにより、児童が泳ぐことへの苦手意識を持たなくなり、長い距離を泳げるようになってきていることにもつながっていると感じる。
- c 屋内温水プールでのグループ指導になってからは、指導にあたる大人の数が増えたことにより、児童一人一人への個に応じた指導を手厚くすることができるようになった。
- d 教員だけでなくインストラクターが付いてくれることで、子ども達一人一人への声掛けの回数は多くなり、具体的なめあてを持ったり、意欲の向上に繋がったりしていると実感している。
- e 運動量を多く確保することにより、高学年の泳力が高まっていたことが見て取れた。

(4) 課題

ア 民間施設の撤退及び休止

本事業の開始以降、屋内温水プールを活用した水泳指導への移行は民間施設の活用により進めてきたが、令和4年度には事業者の撤退、令和7年度には店舗の一部休止が生じており、今後も民間施設の撤退や休止により、水泳指導に影響が生じる可能性がある。

令和8年度時点では、民間施設の利用割合が高く、施設の休館日だけではなく、一部営業日の営業時間外利用や一般枠の貸切利用をしているところである。そのため、今後、事業者の撤退や休止が生じた際の備えとして、受入施設の余力の確保が必要である。

	理由	対応
民間施設 A	建物所有者の意向による建替に伴う閉店	当該年度の指導終了後に閉店したため、翌年度以降の指導を他施設での実施に変更
民間施設 B	他施設における事故を受け、本区の施設についても一時休止	休止時点で未実施であった2校の指導を他2施設に振り替えて実施

イ バスの確保

令和8年度は、屋内温水プールへ移行した29校（試行1校含む）のうち、23校がバスを利用している。今後、全小学校の移行に向けてバスの利用校は増えるが、運転手の高齢化や担い手不足、労働時間の規制強化などにより、バスの確実な調達が困難な状況となる可能性がある。そのため、バスの安定的な確保に向けた取組を検討する必要がある。

ウ 移行後の学校プールの取扱い

屋内温水プールへ移行した学校では、既存の学校プールを使用しないものの、地域における防火用水、災害時の生活用水として、原則、プールに水を貯めている。しかし、こうした学校では、ボウフラなどの害虫

発生を抑制するための衛生管理に伴う教員の負担が一部残っている状態である。そのため、以下のとおり単独棟のプール解体に当たっての考え方をまとめ、効果的な活用が見込める場合等にはプールの解体を進めてきたところである。

こうしたことから、今後は、解体の対象とならない学校プールの水の取扱いや、校舎又は体育館などとプールが一体となっているため解体が困難な合築棟のプールの活用方法等について、検討する必要がある。

● 「学校プールの解体について」（令和6年7月25日庶務報告）より抜粋

2 プール解体の考え方

- (1) 増築校舎や校内学童保育クラブを必要としている場合
- (2) プールの解体により効果的な活用が見込める場合
- (3) 児童1人あたりの運動場の面積が狭い場合

以上の(1)～(3)のいずれかに該当する学校について、個別に事情を考慮した上で、消防水利等について事前に消防署等と協議が整った場合、防災井戸を設置した上でプールの解体を行う。

3 屋内温水プールにおける水泳指導の考え方

(1) 移行の考え方

令和4年度以降、小学校は改築校を中心に本格的に移行を始め、令和8年度現在で中学校1校を含む29校が区の総合スポーツセンターや民間の屋内温水プール施設で水泳指導を行っている。こうした施設の活用により、天候や気候に左右されず計画的に、専門のインストラクターを指導補助として複数配置した水泳指導が可能となっている。

そのため、今後は区の総合スポーツセンターや民間の屋内温水プールに加え、区が整備する屋内温水プールを活用した全小学校の水泳指導の移行を進めていく。

一方、中学校は、教科担任制であり、通常1回の水泳指導を1単位時間(50分)で行っているが、学校外の屋内温水プールでは1回に2単位時間を要するため、時間割の編成上の支障となる。そのため、中学校は原則、

学校プールで水泳指導を行うこととし、改築や大規模改修の対象校及び区で整備する屋内温水プールへアクセスしやすい学校については、事前検証をした上で、屋内温水プールへの移行を個別に判断していく。

なお、四ツ木中学校については、改築の際に検証を行い、1回に2単位時間分の実施であっても体育教員や講師の時間割配置が調整できたことから、学校外での屋内温水プールを活用した水泳指導に移行している。

(2) 水泳指導の実施方法

インストラクターの指導を取り入れた小学校の屋内温水プールでの水泳指導は学校教育として行うものであることから、指導計画の作成や当日の全体指導及び児童の安全管理といった指導は教員が担い、インストラクターは、指導計画に基づき、指導補助やプールの水位・水質の管理などを行う役割を担う。過去のアンケート結果等により、インストラクターを指導補助に加えることの効果が確認できていることから、今後も現行の役割分担の考え方を継承する。

役割分担	教員	インストラクター
指導計画作成	主体	-
指導	主体	補助
評価	主体	補助
見学者対応	主体	-
事故対応	主体	主体 (学校・保護者・教育委員会事務局等への連絡対応を除く)

なお、四ツ木中学校は上表と同様の考え方で水泳指導を行っているが、中学校の水泳指導の実施方法については、移行の際に個別に検討を行う。

(3) 水泳指導における授業時数

小学校の水泳指導において、学校プールにおける水泳指導は概ね10単位時間の授業時数で実施してきたが、令和4年度以降の屋内温水プールを活用した水泳指導では、夏季休業中の水泳教室の代替も含め、各学校において12単位時間又は14単位時間の授業時数での水泳指導を実施してきたところである。

屋内温水プールにおける水泳指導の手法が確立されたこと、インストラクター導入により質の高い指導が実施できていることを踏まえ、今後の授業時数は12単位時間程度とし、小学校高学年（第5・第6学年）においては、安全確保につながる運動（着衣泳）の実施を考慮し、14単位時間程度とする。

学年	知識及び技能	授業時数
第1・2学年	水の中を移動する運動遊び もぐる・浮く運動遊び	12単位時間（6回）
第3・4学年	浮いて進む運動 もぐる・浮く運動	12単位時間（6回）
第5・6学年	クロール／平泳ぎ	12単位時間（6回）
	安全確保につながる運動	2単位時間（1回）

※1単位時間は、45分とする。

※2単位時間を1回とする。

なお、四ツ木中学校では、10単位時間の授業時数で実施しているが、改築等により移行する学校がある場合には、事前検証において必要な単位時間数を個別に判断していく。

4 民間事業者等の施設の活用及び新施設の整備

(1) 民間施設及び既存区立施設の活用

令和8年度時点において、屋内温水プールに移行している学校の大半が民間施設を利用しているが、全小学校の移行のためには、今後も受け皿の確保が重要であることから、引き続き民間施設を活用していく。

また、区内2カ所の総合スポーツセンターは、現在1校ずつが水泳指導で利用しているところであるが、水泳指導の際の移動時間抑制の観点から、実施計画に示したとおり、2校を上限として利用校の検討を行っていく。

今後は、区が整備を進めている屋内温水プール2施設の供用開始を見据

え、全小学校の移行先を検証した上での移行計画を示していく。検証に当たっては、現在の移行先にこだわらず、各施設の一般利用者への影響や、施設への移動時間及び移動方法等を踏まえたものとする。

(2) 新施設の整備

区が整備を進めている新宿及びお花茶屋の屋内温水プールは、各施設 10 校程度が利用可能であるため、両施設が本格稼働する令和 12 年度には、既に移行している小学校 28 校と合わせて、全小学校の水泳指導の移行が完了する見込みである。しかしその一方で、全小学校の移行完了後も民間施設への利用頻度は高い水準のまま推移し、施設の受入余力やバス運行の効率等の面で課題が残る。

そのため、地域バランスを考慮した上で、3 施設目となる屋内温水プールの整備を進め、民間事業者等の撤退や休止時に備えた余力の確保を図るとともに、民間施設の営業時間前の 1 回利用を減らすなどしてバス運行の効率化を図り、バスの必要台数を抑制していく。また、一部の民間施設において生じている一般利用者への影響にも配慮し、このことについては、引き続き民間事業者との協議を行いながら、柔軟に対応していく。

【屋内温水プール整備前後の余力のシミュレーション】

全小学校の移行に必要となる施設の利用可能回数や余力について、新宿及びお花茶屋の屋内温水プール整備後、並びに3施設目整備後の数値を試算した。なお、今回の試算は既存の施設と新たに整備する施設を合わせた全体の余力を想定するものであるため、民間等の利用可能回数は3施設整備後も変わらないものとしている。

(試算の条件)

ア 学校数：48校

2施設の屋内温水プール整備後（令和12年度以降）の試算のため、小学校数は47校、中学校は四ツ木中学校1校とする。

イ 必要回数：1,449回

38回（4学年×6回＋2学年×7回）×小学校47校×0.8（各学校の児童数推計をもとに、360人以上の学校は学年単位、360人未満の学校は2学年単位での実施とした場合の係数）＋20回（四ツ木中学校3学年×5回＋特別支援学級×5回）

ウ 利用可能回数（学校外の屋内温水プール）：391回／1施設

5月から11月までの平日の日数 × 授業回数4回
ただし、水曜日は授業回数を3回として計算する。

エ 利用可能回数（民間等）：871回

38回（4学年×6回＋2学年×7回）×28校（令和8年度時点の移行校数）×0.8（各学校の児童数推計をもとに、360人以上の学校は学年単位、360人未満の学校は2学年単位での実施とした場合の係数）＋20回（四ツ木中学校3学年×5回＋特別支援学級×5回）

	必要回数	利用可能回数			余力
		学校外	民間等	合計	
2施設整備後	1,449回	782回	871回	1,653回	204回 (1施設当たり14回)
3施設整備後	1,449回	1,173回	871回	2,044回	595回 (1施設当たり39回)

シミュレーションでは、3施設目の整備により受入余力が増加し、民間事業者等の撤退や休止等に備えた受け皿の余力が確保できることが確認できた。

今後の3施設目の整備に当たっては、地域バランスを考慮しつつ、複数校利用に対応した施設規模の確保、移動に伴うバス駐車スペースへの対応、並びに一般開放に伴う区民の利便性及び快適性の向上の観点から、新宿及びお花茶屋の屋内温水プールと同様に、学校外への設置を基本として検討を進めていく。

5 移行前の小学校及び中学校での水泳指導に当たっての熱中症対策

本事業開始以降、屋内温水プールへ移行する前の小学校及び中学校においても水泳指導による熱中症のリスクを可能な限り低減するため、暑さ指数が31を超えた場合の屋外での運動の中止や日よけとしての遮光ネットの設置、プールサイドへの散水などの対策を講じてきた。今後も引き続き様々な対策を行い、熱中症のリスク低減に努めていく。

(学校プールへの遮光ネット設置例)



6 移行後に使用しなくなった学校プールの取扱い

以下の考え方を基本としながら、学校ごとにプールの解体について判断する。

(1) 単独棟のプール

ア 増築校舎や校内学童保育クラブの整備が必要な場合

イ プールの解体により効果的な活用が見込める場合

ウ 児童1人当たりの運動場の面積が狭い場合

以上のア～ウのいずれかに該当する学校については、個別に事情を考慮した上で、消防水利等について事前に消防署等との協議が整った場合に限って、防災井戸を設置した上でプールの解体を行う。

【学校プールの解体実績】

No.	学校名	理由
1	金町小学校	プールを解体することで、職員室や第一校庭から第二校庭への死角が解消されるとともに、第一校庭との一体的な活用が可能となるため。
2	東綾瀬小学校	(同上)
3	奥戸小学校 (令和9年度解体予定)	待機児童が恒常的に発生しており、校内学童保育クラブの整備が必要なため。
4	白鳥小学校 (令和9年度解体予定)	(同上)

(2) 合築棟のプール

合築棟のプールは校舎等と一体であることから単独棟のプールに比べて利用方法が限定されるため、現時点では活用実績がない。今後は、学校の意見を踏まえながら、効果的な活用が見込まれる場合は、合築棟のプールの転用を進めていく。

7 移動手段の確保

全小学校で屋内温水プールを活用した水泳指導を行う場合のバスの必要台数を推計し、今後の移動手段の確保に向けた検討の方向性について整理する。また、バスの確実な確保が困難となってきた社会情勢を踏まえ、徒歩により施設へ通う基準を設定する。

(1) 将来的なバスの年間必要台数

以下のとおり、新宿及びお花茶屋の屋内温水プールの整備により全小学校の移行が完了した場合と、これに加え、地域バランスを考慮して3施設目を区南部エリアに整備した場合の年間必要台数（1日の必要台数×授業日数）について試算した。

【試算の条件】

- ア 徒歩により施設へ通う基準については、移動時間 15 分程度を目安とし、移動距離を 750m 以内に設定
 - イ 3施設目を区南部エリアに整備した場合の徒歩で通う学校数は、小学校の通学区域の設定状況から2校として設定
- 【参考資料「区立小学校及び屋内温水プール配置図（令和8年度）」】（24 ページ）

	令和7年度 (実績)	2施設整備後	3施設整備後
年間必要台数	1,207 台	1,600 台	1,150 台
バスの利用校数	23 校	31 校	26 校

※1日につき、1台が1往復しても2往復しても必要台数は1台として算出

試算の結果、2施設整備後には一時的に必要台数が増加となるが、3施設目の整備や徒歩による移動基準の設定により、将来的な必要台数を現在と同数程度に抑えられることが分かった。

今後、屋内温水プールへ移行した学校の移動手段は、移動時間の目安をバス・徒歩共に15分程度とし、交通事情等を踏まえながら個別に判断する。

(2) 安定的なバスの確保に向けた取組

(1) で試算したとおり、3施設目の屋内温水プールの整備後には必要台数が減少すると見込んでいるが、施設整備には一定程度の期間を要することから、その間におけるバス台数の確保に向けた、様々な手法を検討する。

ア バス借上契約における台数の拡大

既にバスの借上契約を締結している区内の路線バス事業者だけでなく、貸切バス事業者などの新たな担い手に対し、調達台数の更なる拡大に向け、受注の可否や対応可能な台数等のヒアリングを行う。

イ バス配車及び運行管理業務の包括委託

複数のバス事業者とのネットワークを持ち、協力事業者から配車が可能な事業者による、配車や運行管理の包括的な委託について検討を行う。

ウ プール施設事業者によるバス配車

現在、プール施設事業者との間で、インストラクターによる指導補助等の委託契約を締結しているが、バスの配車はその契約内容に含んでいない。そのため、プール施設事業者によるバス配車や、区が整備する屋内温水プール2施設の管理運営を委託する場合における当該委託契約にバスの配車を含めることについて、検討を行う。

(3) 移動時の安全確保

本事業では、学校から施設へ移動する際の安全を確保するため、バス移動においては、教員が引率のため同乗することとし、バスの台数が教員の人数を上回る場合には、同乗員を配置している。また、学校及び施設周辺の道路状況等により交通誘導が必要な箇所には、誘導員を配置している。

さらに、徒歩移動においても、交差点等における事故を防ぐための人員を配置しており、今後も引き続き、移動時の安全確保に努めていく。

8 事業経費の試算

全小学校が屋内温水プールへ移行し、新施設である3施設目を学校外に整備した場合の事業経費（イニシャルコスト及びランニングコストの80年間の総額）について、以下の条件で試算を行った。

【試算の条件】

- (1) 全小学校が移行する時期は令和12年度と想定し、小学校数は47校、児童数は令和12年度の推計児童数17,243人を使用
- (2) 中学校は四ツ木中学校1校とし、生徒数は令和12年度の推計生徒数150人を使用
- (3) 3施設目の屋内温水プールは、お花茶屋の屋内温水プールと同規模を想定（土地取得に係る経費は、候補地が決定していないため含めず。）
- (4) 施設のライフサイクルは80年と設定し、大規模改修は20年に1回実施するものとしてランニングコストを推計

(単位：千円)

項目		金額
イニシャルコスト (施設)	土地取得	557,435
	設計・工事監理等	568,939
	建設工事	12,634,356
	小計	13,760,730
ランニングコスト (施設)	大規模改修	27,644,403
	清掃・修繕等	8,640,000
	光熱水費	6,014,480
	小計	42,298,883
ランニングコスト (水泳)	インストラクター	9,395,056
	バス	10,137,388
	施設運営・使用	14,037,898
	小計	33,570,342
合計		89,629,955

泳力別グループ人数の変化（令和7年度）

【A校】

学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第6学年	①	平泳ぎで25m以上泳ぐことができる	17人	18人
	②	クロールで25m泳ぐことができる	4人	8人
	③	15m泳ぐことができる	15人	10人
	④	15m泳ぐことができない	11人	11人
		児童数合計		47人
第5学年	①	平泳ぎで25m以上泳ぐことができる	15人	15人
	②	クロールで25m泳ぐことができる	15人	15人
	③	15m泳ぐことができる	22人	22人
	④	15m泳ぐことができない	6人	6人
		児童数合計		58人
第4学年	①	25mを泳ぐことができる	17人	20人
	②	15m泳ぐことができる	8人	9人
	③	ビート板などを利用して10m泳ぐことができる	12人	15人
	④	ビート板などを利用しても10m泳ぐことができない	13人	6人
		児童数合計		50人
第3学年	①	25mを泳ぐことができる	14人	15人
	②	15m泳ぐことができる	11人	11人
	③	ビート板などを利用して10m泳ぐことができる	12人	13人
	④	ビート板などを利用しても10m泳ぐことができない	10人	8人
		児童数合計		47人
第2学年	①	けのびやバタ足で15m泳ぐことができる	7人	18人
	②	ビート板などを利用して10m程度泳ぐことができる	8人	11人
	③	水中であるいたり走ったりできる	30人	22人
	④	水中であるいたり走ったりできない	16人	10人
		児童数合計		61人
第1学年	①	けのびやバタ足で15m泳ぐことができる	11人	12人
	②	ビート板などを利用して10m程度泳ぐことができる	10人	10人
	③	水中であるいたり走ったりできる	16人	15人
	④	水中であるいたり走ったりできない	8人	8人
		児童数合計		45人

【B校】

学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第6学年	①	クロールと平泳ぎを40m程度泳ぐことができる	20人	22人
	②	クロールを20m程度泳ぐことができる	8人	8人
	③	クロール(息継ぎなし)を10m程度泳ぐことができる	10人	11人
	④	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	11人	8人
		児童数合計	49人	49人
第5学年	①	クロールと平泳ぎを40m程度泳ぐことができる	10人	10人
	②	クロールを20m程度泳ぐことができる	20人	22人
	③	クロール(息継ぎなし)を10m程度泳ぐことができる	13人	15人
	④	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	16人	12人
		児童数合計	59人	59人
第4学年	①	クロールと平泳ぎを20m程度泳ぐことができる	15人	15人
	②	クロールを20m程度泳ぐことができる	7人	7人
	③	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	10人	8人
	④	水に顔をつけたり水中にもぐったりすることができる	8人	10人
		児童数合計	40人	40人
第3学年	①	クロールと平泳ぎを20m程度泳ぐことができる	6人	8人
	②	クロールを20m程度泳ぐことができる	5人	7人
	③	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	12人	10人
	④	水に顔をつけたり水中にもぐったりすることができる	18人	16人
		児童数合計	41人	41人
第2学年	①	クロールを20m程度泳ぐことができる	5人	7人
	②	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	11人	9人
	③	水に顔をつけたり水中にもぐったりすることができる	21人	19人
	④	水に顔をつけることや水中にもぐるのが難しい	0人	2人
		児童数合計	37人	37人
第1学年	①	クロールを20m程度泳ぐことができる	0人	4人
	②	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	10人	7人
	③	水に顔をつけたり水中にもぐったりすることができる	0人	2人
	④	水に顔をつけることや水中にもぐるのが難しい	19人	16人
		児童数合計	29人	29人

【C校】

学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第6学年	①	泳法がある程度完成されている/50m以上泳ぐことができる	16人	16人
	②	25mを泳ぐことができる/クロールや平泳ぎなどの泳法を習得している	19人	19人
	③	15m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足などで泳ぐことができる	16人	16人
	④	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足であまり泳ぐことができない	19人	19人
		児童数合計	70人	70人
第5学年	①	泳法がある程度完成されている/50m以上泳ぐことができる	28人	28人
	②	25mを泳ぐことができる/クロールや平泳ぎなどの泳法を習得している	18人	19人
	③	15m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足などで泳ぐことができる	23人	24人
	④	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足であまり泳ぐことができない	12人	10人
		児童数合計	81人	81人
第4学年	①	25mを泳ぐことができる/クロールや平泳ぎなどの泳法を習得している	16人	17人
	②	15m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足などで泳ぐことができる	11人	11人
	③	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足であまり泳ぐことができない	13人	16人
	④	水に抵抗がややある/水に浮く、もぐるなどが苦手	12人	8人
		児童数合計	52人	52人
第3学年	①	25mを泳ぐことができる/クロールや平泳ぎなどの泳法を習得している	15人	14人
	②	15m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足などで泳ぐことができる	15人	16人
	③	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足であまり泳ぐことができない	11人	9人
	④	水に抵抗がややある/水に浮く、もぐるなどが苦手	12人	14人
		児童数合計	53人	53人
第2学年	①	け伸びやバタ足などで泳ぐことができる/息継ぎをすることができる	14人	14人
	②	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/水に浮く、もぐるなどの基本的な運動遊びができる	14人	13人
	③	水に抵抗がそれほどない/水中で歩いたり走ったりできる	14人	14人
	④	水に抵抗がある/水に顔をつけることができない/プールに入ることに不安がある	13人	13人
		児童数合計	55人	54人
第1学年	①	け伸びやバタ足などで泳ぐことができる/息継ぎをすることができる	10人	9人
	②	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/水に浮く、もぐるなどの基本的な運動遊びができる	12人	13人
	③	水に抵抗がそれほどない/水中で歩いたり走ったりできる	16人	14人
	④	水に抵抗がある/水に顔をつけることができない/プールに入ることに不安がある	11人	13人
		児童数合計	49人	49人

【D校】

学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第6学年	①	クロール・平泳ぎ50m	12人	12人
	②	クロール・平泳ぎ25m	13人	13人
	③	クロール25m	19人	19人
	④	クロール15m	27人	27人
	⑤	けのび・バタ足	11人	11人
		児童数合計		82人
第5学年	①	クロール・平泳ぎ100m、背泳ぎ50m	15人	15人
	②	クロール50m、平泳ぎ25m	16人	16人
	③	クロール25m	9人	9人
	④	クロール15m	17人	17人
	⑤	けのび・バタ足	24人	24人
		児童数合計		81人
第4学年	①	クロール50m、平泳ぎ25m	7人	7人
	②	クロール25m、平泳ぎ15m	12人	12人
	③	クロール15m	19人	19人
	④	クロール8m	18人	18人
	⑤	けのび・バタ足	24人	24人
		児童数合計		80人
第3学年	①	クロール50m、平泳ぎ25m	9人	9人
	②	クロール25m、平泳ぎ25m	4人	4人
	③	クロール15m	11人	11人
	④	バタ足15m	36人	36人
	⑤	けのび	12人	12人
		児童数合計		72人
第2学年	①	クロール10m、平泳ぎ25m	5人	5人
	②	クロール8m	9人	9人
	③	ビート板なしキック8m	10人	10人
	④	けのび	19人	19人
	⑤	もぐる	6人	6人
		児童数合計		49人
第1学年	①	クロール25m、平泳ぎ25m	6人	6人
	②	クロール15m	13人	13人
	③	バタ足8m	14人	14人
	④	けのび	12人	12人
	⑤	浮く	32人	32人
		児童数合計		77人

【E校】

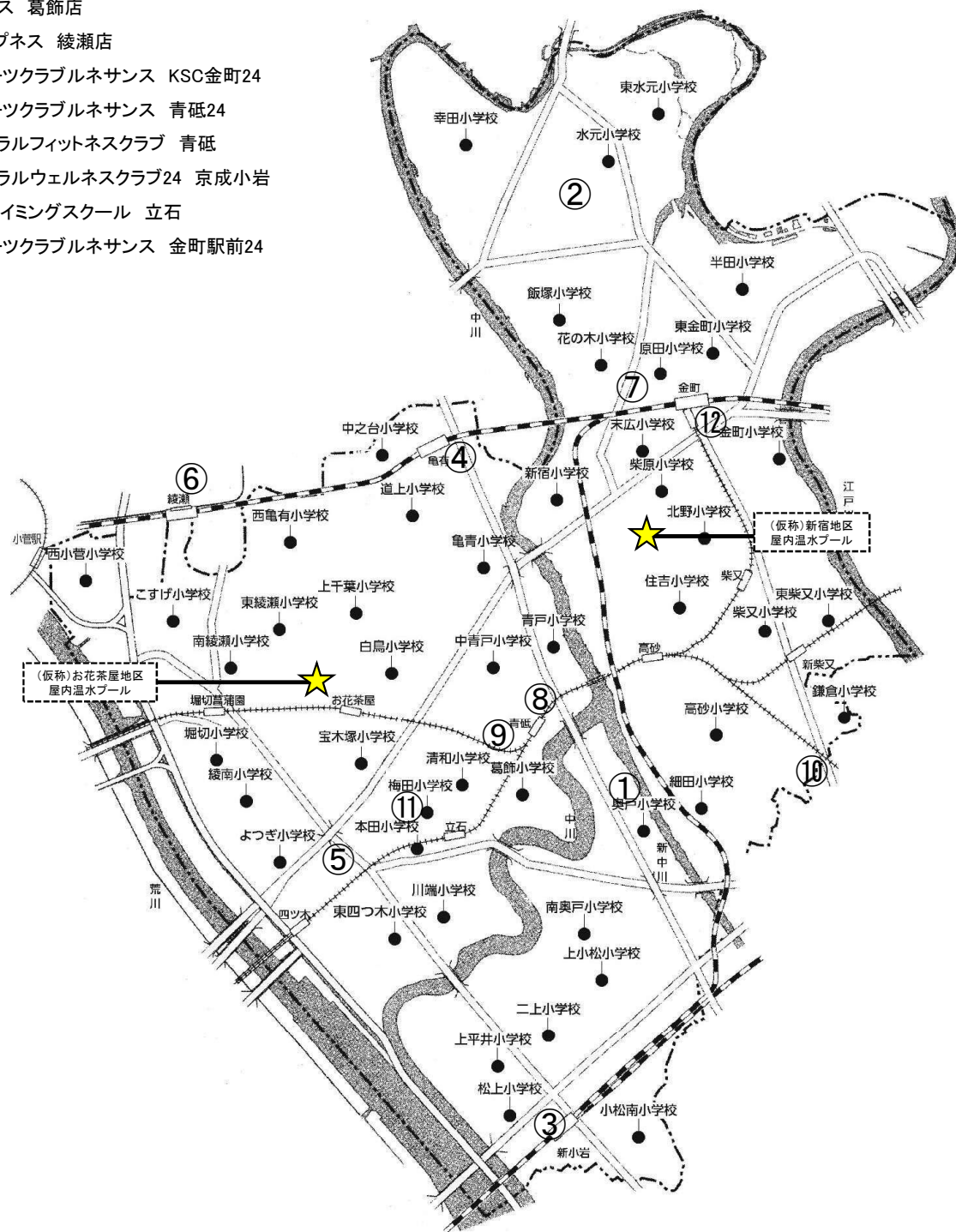
学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第6学年	①	25m以上泳ぐことができる	22人	22人
	②	25m以上程度泳ぐことができる	13人	13人
	③	15m程度泳ぐことができる	16人	16人
	④	5m程度泳ぐことができる	13人	13人
	⑤	顔を水につける	11人	11人
		児童数合計		75人
第5学年	①	50m以上泳ぐことができる	18人	18人
	②	クロールが綺麗に正確に泳ぐことができるようにする	20人	18人
	③	平泳ぎを綺麗に正確に泳ぐことができるようにする	21人	23人
	④	自由に25m泳ぐことができるようにする	20人	24人
	⑤	水に顔をつけて潜れたり、泳げたりできるようにする	10人	6人
		児童数合計		89人
第4学年	①	クロール・平泳ぎ 50m泳げる	15人	15人
	②	クロール・平泳ぎ 25m泳げる	12人	12人
	③	クロール25m泳げるが、平泳ぎは苦手	18人	18人
	④	クロール25m泳げない	16人	16人
	⑤	けのび・バタ足練習レベル	19人	19人
		児童数合計		80人
第3学年	①	25m以上泳げる	26人	26人
	②	13m泳げる	15人	15人
	③	5m泳げる	12人	12人
	④	顔をつけることができる	22人	22人
	⑤	顔をつけることができない	8人	8人
		児童数合計		83人
第2学年	①	25メートル泳ぐことができる	12人	12人
	②	5メートル泳ぐことができる	21人	21人
	③	3秒以上もぐることができる	24人	24人
	④	顔をつけることができる	10人	10人
	⑤	顔を水につけられない	12人	12人
		児童数合計		79人
第1学年	①	プールの半分（13m程度）を泳ぐことができる	18人	18人
	②	5メートルを泳ぐことができる	12人	12人
	③	3秒以上もぐることができる	32人	32人
	④	水に顔をつけることができる	20人	20人
	⑤	水に顔をつけられない	10人	10人
		児童数合計		92人

【F校】

学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第 6 ・ 5 学 年	①	クロールと平泳ぎの正しい泳法ができるようになる。	40人	44人
	②	手や足の動きに呼吸を合わせて正しくクロールができる。	29人	30人
	③	安定した姿勢で板キックができる。	25人	26人
	④	板ありキックができる。	19人	13人
		児童数合計		113人
第 4 ・ 3 学 年	①	手や足の動きに呼吸を合わせて正しくクロールができる。	44人	48人
	②	息つきなしクロールができる。	27人	28人
	③	板なしキックができる。	21人	22人
	④	板ありキックができる。	18人	12人
		児童数合計		110人
第 2 学 年	①	手や足の動きに呼吸を合わせて正しくクロールができる。	27人	29人
	②	もぐったり、浮いたりできる。	27人	25人
		児童数合計		54人
第 1 学 年		(学級ごとのため、グループ分けの指標なし)		
		児童数合計		

区立小学校及び屋内温水プール配置図(令和8年度)

- ① 奥戸総合スポーツセンター
- ② 水元総合スポーツセンター
- ③ ティップネス 新小岩店
- ④ セントラルフィットネスクラブ 亀有
- ⑤ メガロス 葛飾店
- ⑥ ティップネス 綾瀬店
- ⑦ スポーツクラブネサンス KSC金町24
- ⑧ スポーツクラブネサンス 青砥24
- ⑨ セントラルフィットネスクラブ 青砥
- ⑩ セントラルウェルネスクラブ24 京成小岩
- ⑪ JSSスイミングスクール 立石
- ⑫ スポーツクラブネサンス 金町駅前24



学習指導要領（平成 29 年告示）（水泳指導に関する内容を抜粋）

小 学 校

体 育

第 1 目 標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

1 目 標

- (1) 各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。
- (2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。

2 内 容

D 水遊び

水遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
 - ア 水の中を移動する運動遊びでは、水につかって歩いたり走ったりすること。
 - イ もぐる・浮く運動遊びでは、息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすること。
- (2) 水の中を移動したり、もぐったり浮いたりする簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

〔第3学年及び第4学年〕

1 目 標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

2 内 容

D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
 - ア 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。
 - イ もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。
- (2) 自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活

動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。

- (3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

〔第5学年及び第6学年〕

1 目 標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

2 内 容

D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。
 - ア クロールでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
 - イ 平泳ぎでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
 - ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。
- (2) 自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

3 内容の取扱い

- (4) 内容の「D水泳運動」の(1)のア及びイについては、水中からのスタートを指導するものとする。また、学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 第2の内容の「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

中 学 校

保健体育

第1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔体育分野 第1学年及び第2学年〕

1 目標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに

実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

- (2) 運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。

2 内 容

D 水 泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。
 - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。
 - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。
 - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
 - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
- (2) 泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること。

〔体育分野 第3学年〕

1 目 標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

- (2) 運動についての自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。

2 内 容

D 水 泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。
 - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
 - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
 - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
 - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
 - オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。
- (2) 泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする事、自己の責任を果たそうとする事、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとする事などや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。

〔内容の取扱い〕

- (1) 内容の各領域については、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 第1学年及び第2学年においては、「A体づくり運動」から「H体育理論」までについては、全ての生徒に履修させること。その際、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、2学年間にわたって履修させること。
- イ 第3学年においては、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、全ての生徒に履修させること。「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」及び「Gダンス」についてはいずれかから一以上を、「E球技」及び「F武道」についてはいずれか一以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。
- (2) 内容の「A体づくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については、次のとおり取り扱うものとする。
- エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。

※文中の項目番号については、「学習指導要領（平成29年告示）」のとおりに記載している。

令和8年度における放課後子ども支援事業の取組について

放課後支援課

1 現状

(1) 学童保育クラブ等入会状況（令和8年4月1日現在）

令和8年度 入会児童数(人)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
公立計	264	386	377	109	29	7	1,172
私立計	1,646	1,261	862	368	89	33	4,259
合計	1,910	1,647	1,239	477	118	40	5,431

内訳は別紙1「令和8年度学童保育クラブ等施設別入会状況について」のとおり

※ これまでの入会児童数の推移（各年度4月1日現在）

入会児童数(人)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公立計	1,131 (57)	1,162 (54)	1,172 (63)
私立計	3,904 (152)	4,179 (153)	4,259 (189)
合計	5,035 (209)	5,341 (207)	5,431 (252)
うち 学童保育クラブ	4,969 (209)	5,090 (207)	5,097 (252)
うち かつしかプラス	66	251	334

() は特別な配慮を必要とする児童数（以下「配慮児」という。）

(2) 学童保育クラブ待機児童数 (令和8年4月1日現在)

令和8年度 待機児童数(人)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
公立計	0	0	44	50	12	4	110
私立計	2	95	84	74	18	15	288
合計	2	95	128	124	30	19	398

内訳は別紙2「令和8年度学童保育クラブ施設別待機児童数について」のとおり

※ これまでの待機児童数の推移 (各年度4月1日現在)

待機児童数(人)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
公立計	134	92	110
私立計	308	207	288
合計	442	299	398

2 令和8年度の対応

(1) 私立学童保育クラブ整備

ア 東金町小学校増築校舎内学童保育クラブ工事

令和9年9月開設予定 定員110人程度

イ 宝木塚小学校校内学童保育クラブ工事

令和11年4月開設予定 定員100人程度

(2) 夏季休業日の一時学童保育

ア 目的

夏季休業日の間、保護者とその同居者の就労・疾病等を理由に監護が必要な児童を学童保育クラブで保育するもの

イ 実施学童保育クラブ

(ア) 公立14クラブ (幸田、柴又、新柴又、鎌倉、南奥戸、西奥戸、東奥戸、青戸、青戸中央、梅田、亀有、中道、宝町、東堀切)

(イ) 私立31クラブ (ひまわり、奥戸小、高砂小第一、高砂小第二、

南奥戸小第一、南奥戸小第二、原田小、細田小、
かつしか風の子、中青戸、中青戸第二、中青戸第三、
青戸小、青戸小第二、青戸小第三、梅田小、梅田小第二、
清和小、柴原、小松南らる、飯塚第一、飯塚第二、
飯塚第三、水元第一、水元第二、水元第三、水元第四、
東水元、新宿、北野第一、北野第二)

(ウ) 公立児童館職員による学校等への出張型夏季一時学童保育

実施場所 ①奥戸小学校

②末広集い交流館（併設する末広学童保育クラブの受入人数を
拡大して実施）

ウ 実施期間

令和8年7月21日から8月31日まで（日・祝日を除く）

午前8時30分から午後6時まで

（私立学童保育クラブについては各クラブの開所時間に準ずる）

エ 対象児童

1年生から6年生まで

オ 利用者の費用負担

6,000円（公立私立ともおやつ代別途、私立学童保育クラブは教材費及び延
長保育料別途）

カ 周知及び申込方法

(ア) 周知

広報かつしか（5月25日号）及び区公式ホームページ

(イ) 申込方法

①公立は6月10日までに申請書（区公式ホームページからダウンロード又は
学童保育クラブ、児童館、子ども未来プラザ、子育て支援窓口にて配布）
を希望する学童保育クラブに提出する。

②私立の夏季一時学童入会受付は、今年度分から4月入会と申請時期を一元
化し受け付けたため、令和7年12月5日で入会受付済。ただし、小松南ら
る学童保育クラブは6月10日まで募集する。

③奥戸小学校で実施する公立児童館職員による学校への出張型夏季一時学童保育は、6月10日までに申請書を南奥戸学童保育クラブ又は東奥戸学童保育クラブに提出する。末広集い交流館で実施するものについては①に準じた申込を行う。

3 放課後子ども支援事業の総合的な再構築の検討

(1) 放課後子ども支援事業の現状及び課題

ア 学童保育クラブの入会希望者数は、共働き家庭の増加に伴い、平成28年度の4,663人から令和8年度は5,829人に増加し、学童保育クラブの計画的な整備やかっしかプラスの設置等により受入人数を拡大しているものの待機児童が生じている。

イ わくわくチャレンジ広場（以下「放課後子供教室」という。）は、対象学年の拡大等に取り組むことにより、受入人数を拡大しているものの児童サポーターの高齢化が進み、担い手不足による見守り体制の維持が困難となっている。

(2) 国の方向性

昨年12月、こども家庭庁・文部科学省から「放課後児童対策パッケージ2026」が発出され、学童保育クラブの受け皿整備の方向性として、学校施設等の既存施設の活用をより一層推進することを基本に、小学校内で実施する放課後子供教室との校内交流型を強力的に推進していくことが示された。

(3) 区の検討状況

ア アンケート調査の実施

本年3月、区立小学校に通う全児童及びその保護者を対象に、児童の放課後の居場所や過ごし方についての需要を把握するため実施した。詳細は別紙3「放課後の居場所等に関するWebアンケート調査」（抜粋）のとおり

イ 校内交流型実施状況調査の実施

本年3月、23区を対象に、放課後児童対策パッケージに基づく校内交流型の実施状況を把握するため実施した。詳細は別紙4「校内交流型実施状況調査」（抜粋）のとおり

ウ 放課後子ども支援事業の総合的な再構築に関する方針の策定

児童が放課後を安全・安心に過ごせる更なる環境整備を進めるため、他区が実施する校内交流型の好事例を参考にしながら、放課後子ども支援事業の安定的な継続及び学童保育クラブの待機児童数ゼロの実現に向け、今後の放課後子ども支援事業の具体的な方向性を示す、放課後子ども支援事業の総合的な再構築に関する方針について、関係者や関係団体と協議・意見交換しながら、今年度中の策定を目途に検討を進める。

令和 8 年度学童保育クラブ等施設別入会状況について

1 公立学童保育クラブ

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

No.	クラブ名	入会児童数 (人)							合計	うち 配慮児
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年			
1	幸田	21	18	19	0	0	0	58	3	
2	花の木	17	29	12	0	0	1	59	4	
3	東金町	9	47	11	0	1	0	68	6	
4	末広	34	37	0	1	0	0	72	2	
5	柴又	15	21	26	1	0	0	63	2	
6	新柴又	5	6	19	22	2	0	54	5	
7	高砂	33	43	0	0	1	1	78	6	
8	鎌倉	3	8	22	8	9	2	52	2	
9	南奥戸	15	19	14	1	0	0	49	4	
10	西奥戸	5	4	18	8	3	0	38	0	
11	東奥戸	6	33	21	0	1	0	61	2	
12	青戸	1	4	3	9	2	0	19	1	
13	青戸中央	2	1	13	5	3	1	25	5	
14	梅田	3	4	28	25	3	2	65	2	
15	西亀有	7	29	29	0	0	0	65	2	
16	亀有	9	12	21	6	1	0	49	4	
17	中道	5	22	21	2	0	0	50	3	
18	宝町	28	19	13	0	0	0	60	3	
19	堀切	31	19	22	1	0	0	73	5	
20	東堀切	15	11	29	1	0	0	56	2	
	合 計	264	386	341	90	26	7	1,114	63	

2 私立学童保育クラブ

(令和8年4月1日現在)

No.	クラブ名	入会児童数(人)							
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	うち 配慮児
1	ひまわり*	14	15	15	8	4	2	58	1
2	奥戸小	50	3	3	2	2	1	61	12
3	高砂小第一	31	27	0	2	0	0	60	4
4	高砂小第二	0	15	31	4	0	0	50	0
5	南奥戸小第一	21	19	0	0	0	0	40	1
6	南奥戸小第二	0	4	12	18	2	0	36	0
7	原田小	20	31	46	0	0	0	97	6
8	細田小	39	37	2	0	1	0	79	4
9	ふたば*	6	10	10	13	1	0	40	1
10	第二ふたば*	6	9	13	12	0	0	40	0
11	葛飾学園西亀有小	41	29	0	0	0	0	70	1
12	半田みらい	50	0	0	0	0	0	50	0
13	上千葉みらい第一▲	30	15	0	0	0	0	45	0
14	上千葉みらい第二▲	0	7	6	0	0	0	13	0
15	葛飾学園小菅*	30	13	3	2	0	1	49	15
16	幸田みらい	24	17	4	0	0	0	45	0
17	葛飾学園東綾瀬小	21	21	2	1	0	0	45	4
18	葛飾学園南綾瀬小	27	16	6	0	0	1	50	3
19	葛飾学園西小菅小	23	11	1	0	0	0	35	4
20	れいめい宝*	15	19	2	3	1	0	40	4
21	れいめい堀切(第一)	0	24	28	12	0	0	64	3
22	れいめい堀切(第二)	40	0	0	0	0	0	40	0
23	れいめい白鳥	26	19	1	3	0	1	50	9
24	かつしか風の子*	37	37	0	0	0	0	74	0
25	中青戸	27	24	27	2	0	0	80	4
26	中青戸第二	27	13	0	0	0	0	40	4
27	中青戸第三	19	20	0	0	0	1	40	4
28	青戸小	22	17	0	1	0	0	40	0
29	青戸小第二	23	16	0	1	0	0	40	1
30	青戸小第三	0	0	39	1	0	0	40	0
31	梅田小	19	17	3	1	0	0	40	4
32	梅田小第二	21	20	1	0	0	0	42	3
33	清和小	19	12	19	0	2	0	52	4
34	こひつじ東四つ木*	1	3	6	8	3	2	23	3
35	こひつじ四つ木*	30	27	24	6	0	0	87	3
36	こひつじ本田	16	11	9	7	1	1	45	1
37	こひつじ本田第二	14	13	11	8	0	0	46	0
38	こひつじ川端	15	21	8	2	0	0	46	1
39	こひつじ川端第二	12	10	11	2	0	0	35	1
40	こひつじ渋江	25	25	19	1	1	0	71	4

No.	クラブ名	入会児童数（人）							
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	うち 配慮児
41	ひかり*	7	21	19	9	4	0	60	1
42	東・ひかり	44	23	3	0	0	0	70	3
43	松上	23	16	19	9	3	0	70	1
44	第二松上	23	16	20	9	2	0	70	1
45	上小松	59	3	0	0	1	0	63	5
46	道上こどもの森第一	53	0	7	1	1	0	62	0
47	道上こどもの森第二	0	49	12	0	0	0	61	0
48	金町*	27	46	4	2	0	2	81	6
49	つばさ	38	23	20	3	0	0	84	2
50	東金町小ひよどり	28	44	2	1	0	0	75	7
51	カナリア*	0	2	41	15	0	0	58	1
52	柴原*	8	5	27	11	0	0	51	3
53	柴原第二	22	18	0	0	0	0	40	3
54	小松南らる	44	13	3	1	0	0	61	6
55	小松南らる第二*	0	14	14	2	0	0	30	1
56	るりたつみ*	5	13	11	8	1	1	39	2
57	西新小岩あや第一*	21	25	18	5	0	0	69	2
58	西新小岩あや第二*■	0	0	0	0	0	0	0	0
59	飯塚第一	12	11	3	4	5	1	36	2
60	飯塚第二	9	10	11	7	0	0	37	1
61	飯塚第三	0	6	4	2	0	2	14	0
62	水元第一	58	20	0	0	0	0	78	8
63	水元第二	18	21	0	0	0	0	39	2
64	水元第三	0	0	39	0	0	0	39	4
65	水元第四	0	0	21	8	2	1	32	4
66	東水元	27	13	14	5	0	0	59	2
67	にいじゅくみらい第一	40	5	1	1	0	0	47	0
68	にいじゅくみらい第二	31	13	7	0	0	0	51	0
69	新宿	35	25	0	0	0	0	60	0
70	二上みらい第一	38	4	1	1	0	0	44	0
71	二上みらい第二	9	18	5	3	0	0	35	0
72	北野第一	22	21	27	0	0	0	70	0
73	北野第二	11	9	14	6	0	1	41	2
74	すまいる亀青*	24	19	18	9	2	0	72	3
75	すまいる中之台	35	32	0	0	0	0	67	2
76	鎌倉小	33	22	12	3	0	0	70	6
77	colors新小岩*	1	7	6	29	6	1	50	0
合 計		1,646	1,234	765	274	45	19	3,983	189

※クラブ名*は学校敷地外にある学童保育クラブ、クラブ名▲は令和8年度運営事業者変更、クラブ名■は入会受入を休止中、クラブ名は令和8年4月開設

3 放課後子ども支援事業における待機児童対策モデル事業（かつしかプラス）

（令和8年4月1日現在）

No.	学校名	入会児童数（人）						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	葛飾小	0	9	23	18	16	1	67
2	新宿小	0	7	25	17	1	0	50
3	半田小	0	3	28(26)	17(6)	0	0	48(32)
4	中之台小	0	0	26(4)	23(3)	20(1)	10	79(8)
5	白鳥小	0	7	5	5	0	0	17
6	中青戸小	0	0	13	12	5	3	33
7	花の木小	0	1	11(4)	8	4(2)	0	24(6)
8	道上小	0	0	2(2)	13(10)	1	0	16(12)
合 計		0	27	133(36)	113(19)	47(3)	14	334(58)

※（ ）は公立学童保育クラブ申込者数

令和8年度学童保育クラブ施設別待機児童数について

1 公立学童保育クラブ

(令和8年4月1日現在)

No.	クラブ名	待機児童数 (人)						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
1	幸田	0	0	0	2	0	0	2
2	花の木	0	0	4	5	0	0	9
3	東金町	0	0	10	2	0	0	12
4	末広	0	0	20	2	0	0	22
5	柴又	0	0	0	13	2	0	15
6	新柴又	0	0	0	0	0	0	0
7	高砂	0	0	3	2	0	0	5
8	鎌倉	0	0	0	0	0	3	3
9	南奥戸	0	0	6	2	0	0	8
10	西奥戸	0	0	0	0	0	0	0
11	東奥戸	0	0	0	3	1	0	4
12	青戸	0	0	0	0	0	0	0
13	青戸中央	0	0	0	0	0	0	0
14	梅田	0	0	0	0	0	1	1
15	西亀有	0	0	1	1	0	0	2
16	亀有	0	0	0	4	2	0	6
17	中道	0	0	0	1	2	0	3
18	宝町	0	0	0	3	2	0	5
19	堀切	0	0	0	4	0	0	4
20	東堀切	0	0	0	6	3	0	9
合 計		0	0	44	50	12	4	110

2 私立学童保育クラブ

(令和8年4月1日現在)

No.	クラブ名	待機児童数(人)						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	ひまわり※	0	0	0	0	0	0	0
2	奥戸小	0	36	2	0	0	0	38
3	高砂小第一	0	0	0	0	0	0	0
4	高砂小第二	0	0	0	0	0	0	0
5	南奥戸小第一	0	0	0	0	0	0	0
6	南奥戸小第二	0	0	0	0	0	0	0
7	原田小	0	0	0	0	0	0	0
8	細田小	0	0	18	8	0	0	26
9	ふたば※	0	0	0	0	1	2	3
10	第二ふたば※	0	0	0	0	2	1	3
11	葛飾学園西亀有小	0	2	2	0	0	0	4
12	半田みらい	0	0	0	0	0	0	0
13	上千葉みらい第一▲	0	0	0	0	0	0	0
14	上千葉みらい第二▲	0	0	0	0	0	0	0
15	葛飾学園小菅※	0	6	6	1	0	0	13
16	幸田みらい	0	0	4	0	2	0	6
17	葛飾学園東綾瀬小	0	0	5	0	0	0	5
18	葛飾学園南綾瀬小	0	0	4	9	1	0	14
19	葛飾学園西小菅小	0	10	6	1	0	0	17
20	れいめい宝※	0	0	0	2	1	0	3
21	れいめい堀切(第一)	0	0	2	1	0	1	4
22	れいめい堀切(第二)	0	0	0	0	0	0	0
23	れいめい白鳥	0	2	2	0	0	0	4
24	かつしか風の子※	0	0	1	1	0	0	2
25	中青戸	0	0	7	3	1	0	11
26	中青戸第二	0	0	0	0	0	0	0
27	中青戸第三	0	0	0	0	0	0	0
28	青戸小	0	0	0	1	0	0	1
29	青戸小第二	0	0	0	1	0	0	1
30	青戸小第三	0	0	0	2	0	0	2
31	梅田小	0	1	0	0	0	0	1
32	梅田小第二	0	0	1	0	0	0	1
33	清和小	0	0	0	1	1	0	2
34	こひつじ東四つ木※	0	0	0	0	0	0	0
35	こひつじ四つ木※	0	2	1	6	1	0	10
36	こひつじ本田	0	0	0	0	0	0	0
37	こひつじ本田第二	0	0	0	0	0	0	0
38	こひつじ川端	0	0	0	0	0	0	0
39	こひつじ川端第二	0	0	0	0	0	0	0
40	こひつじ渋江	0	0	0	3	0	0	3

No.	クラブ名	待機児童数（人）						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
41	ひかり※	0	0	0	0	0	6	6
42	東・ひかり	0	0	0	0	0	0	0
43	松上	0	0	0	0	0	2	2
44	第二松上	0	0	0	0	0	0	0
45	上小松	0	16	1	1	0	0	18
46	道上こどもの森第一	0	0	0	0	0	0	0
47	道上こどもの森第二	0	0	0	0	0	0	0
48	金町※	0	1	0	0	0	1	2
49	つばさ	0	3	1	2	0	0	6
50	東金町小ひよどり	0	0	2	0	1	0	3
51	カナリア※	0	0	0	5	1	0	6
52	柴原※	0	0	0	0	0	0	0
53	柴原第二	0	0	1	0	0	0	1
54	小松南らる	0	2	7	0	1	0	10
55	小松南らる第二※	0	0	3	0	0	0	3
56	るりたつみ※	0	0	0	0	0	0	0
57	西新小岩あや第一※	0	4	2	9	2	0	17
58	西新小岩あや第二※■	0	0	0	0	0	0	0
59	飯塚第一	0	0	0	0	0	0	0
60	飯塚第二	0	0	0	0	0	0	0
61	飯塚第三	0	0	0	0	0	0	0
62	水元第一	0	0	0	0	0	0	0
63	水元第二	0	0	0	0	0	0	0
64	水元第三	0	0	0	0	0	0	0
65	水元第四	0	0	0	0	0	0	0
66	東水元	0	0	0	0	0	0	0
67	にいじゅくみらい第一	0	0	0	0	0	0	0
68	にいじゅくみらい第二	0	0	2	3	0	0	5
69	新宿	0	5	1	2	1	0	9
70	二上みらい第一	0	0	0	0	0	0	0
71	二上みらい第二	0	0	0	0	0	0	0
72	北野第一	0	0	0	8	0	0	8
73	北野第二	0	0	0	0	0	0	0
74	すまいる亀青※	1	0	0	0	0	1	2
75	すまいる中之台	0	0	1	1	2	1	5
76	鎌倉小	1	5	2	3	0	0	11
77	colors新小岩※	0	0	0	0	0	0	0
合 計		2	95	84	74	18	15	288

※クラブ名※は学校敷地外にある学童保育クラブ、クラブ名▲は令和8年度運営事業者変更、クラブ名■は入会受入を休止中、クラブ名は令和8年4月開設

「放課後の居場所等に関する Web アンケート調査」(抜粋)

【目的】

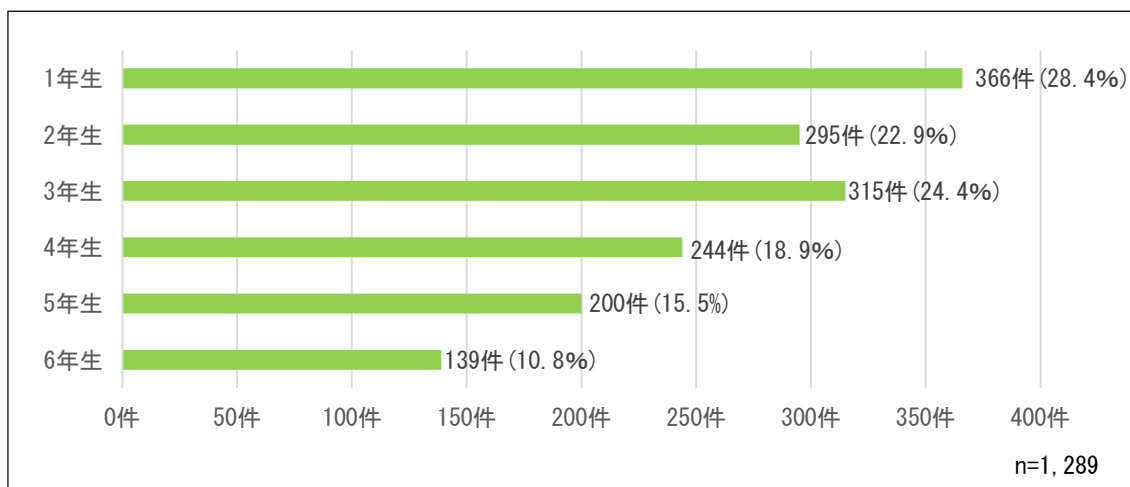
児童の放課後の居場所や過ごし方等について、保護者や児童の需要を具体的に把握し、放課後子ども支援事業の総合的な再構築に向けた参考資料とする。

【調査概要】

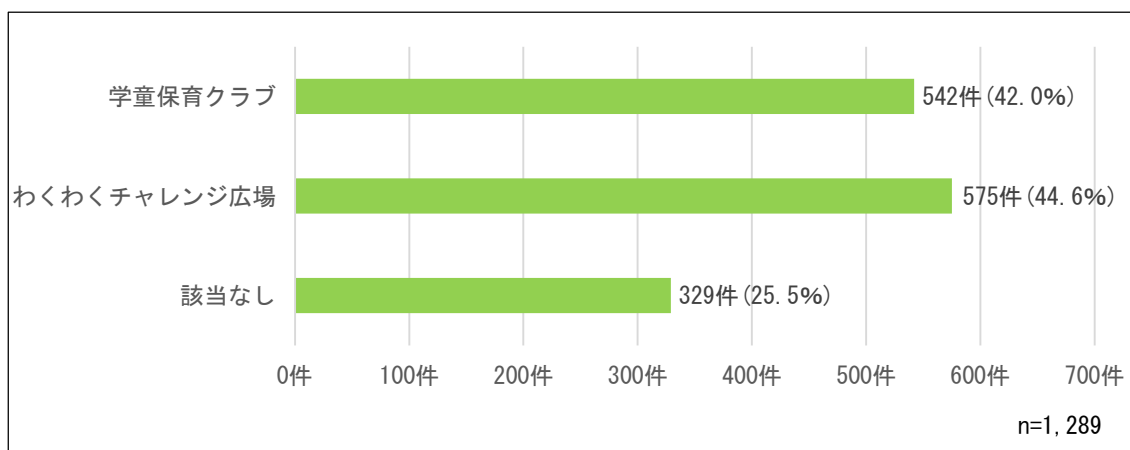
- (1) 調査対象 区立小学校に通う全児童及び保護者
児童数：20,160人(令和8年3月1日時点) … ①
- (2) 調査方法 保護者連絡アプリケーションによる配信
登録数：28,930アカウント … ②
- (3) 調査期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月23日(月)まで
- (4) 有効回収数 保護者 1,289件 … ③
児童 141件 … ④
- (5) 回答率 保護者 (③/②) 4.5%
児童 (④/①) 0.7%

【保護者アンケート】属性

●お子さんの学年（複数回答）

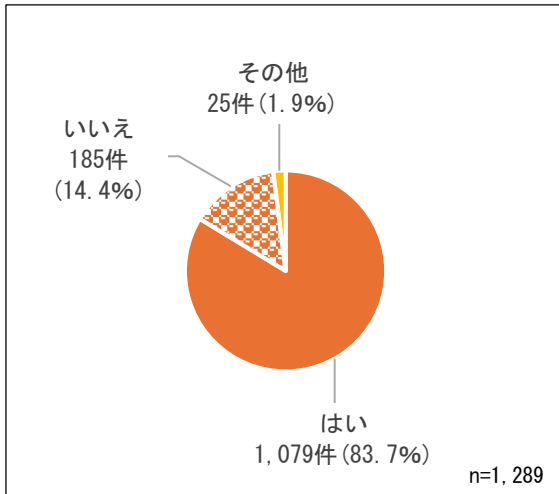


●現在利用している事業（複数回答）

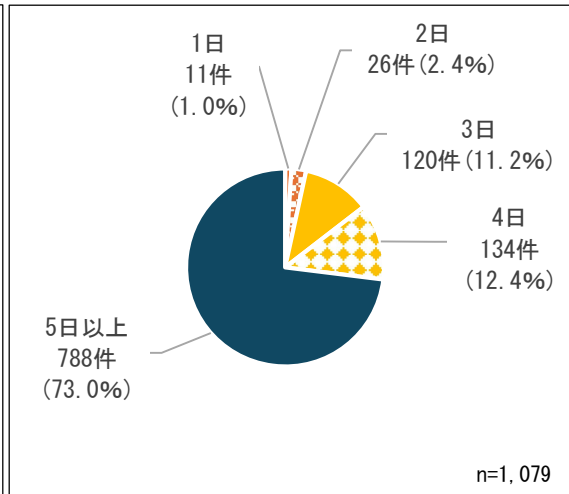


【保護者アンケート】属性

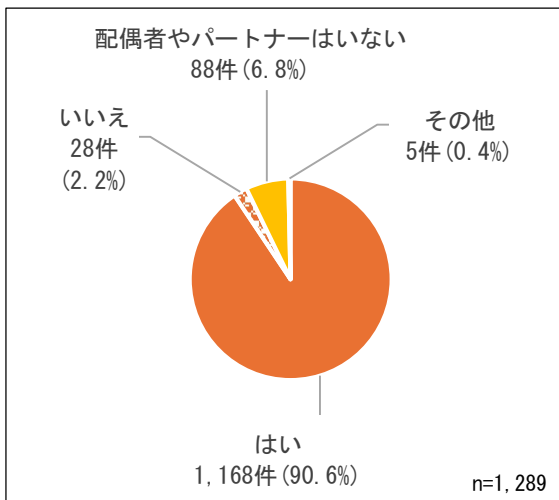
●回答者は就労していますか？



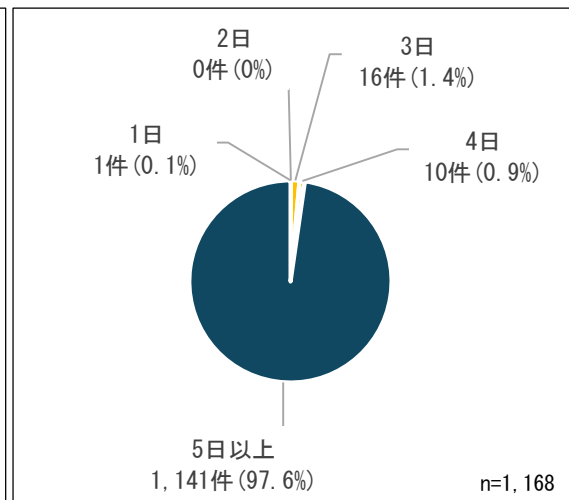
●回答者の一週間の就労日数



●配偶者は就労していますか？



●配偶者の一週間の就労日数



【保護者アンケート】放課後の過ごし方

(問1) 次の(★)に入るものとして、それぞれ考えに近いものを教えてください。

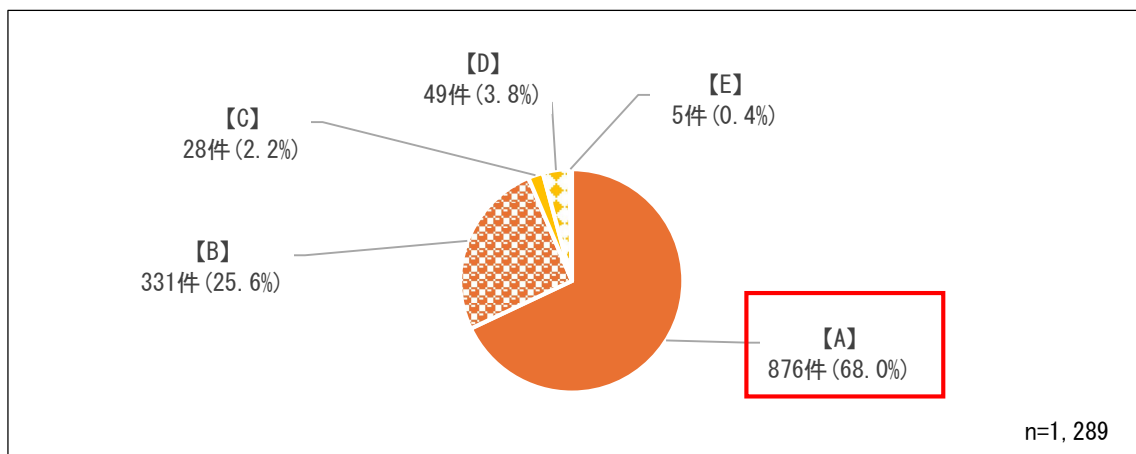
回答対象者：全員

『次の放課後の過ごし方のうち、私（保護者）としては(★)が良いと思う』

- 【A】 自由度の制限があったり利用が有料であったりしても、有資格者による保育など管理された場所で過ごすこと（学童、学習塾・習い事）
- 【B】 地域ボランティアの見守りや一定のルールのもと、比較的自由に遊んだり学んだりできる場所で過ごすこと（わくチャレ、かつプラ、児童館）
- 【C】 有資格者やボランティアの見守りはなくても、自由に遊んだり学んだりできる場所で過ごすこと（公園、施設開放、図書館）
- 【D】 自宅で過ごすこと
- 【E】 その他

●お子さんが1～3年生の時期

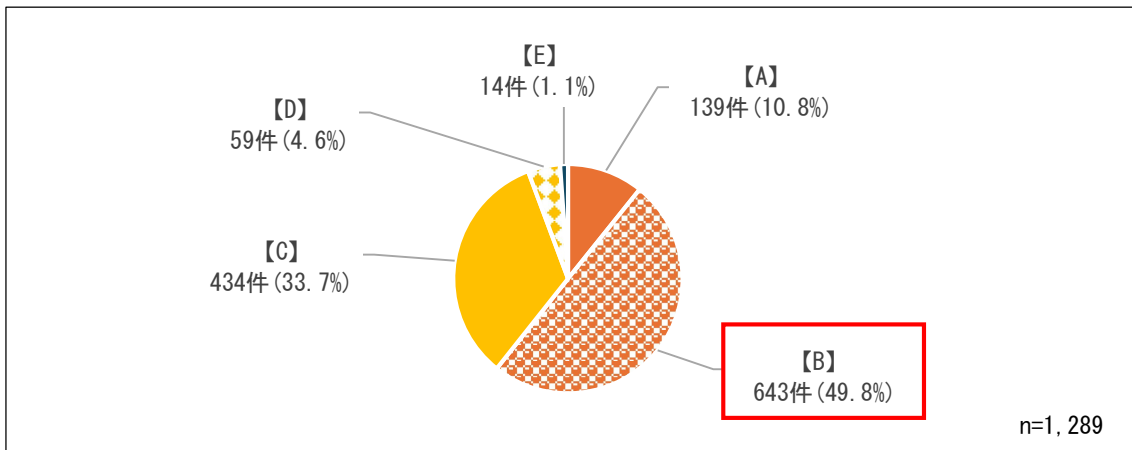
「自由度の制限があったり利用が有料であったりしても、有資格者による保育など管理された場所で過ごすこと」が68.0%と最も多く、次いで「地域ボランティアの見守りや一定のルールのもと、比較的自由に遊んだり学んだりできる場所で過ごすこと」が25.6%、「自宅で過ごすこと」が3.8%であった。



【保護者アンケート】放課後の過ごし方

●お子さんが4～6年生の時期

「地域ボランティアの見守りや一定のルールのもと、比較的自由に遊んだり学んだりできる場所で過ごすこと」が49.8%で最も多く、次いで「有資格者やボランティアの見守りはなくても、自由に遊んだり学んだりできる場所で過ごすこと」が33.7%、「自由度の制限があったり、利用が有料であったりしても、有資格者による保育など管理された場所で過ごすこと」が10.8%であった。

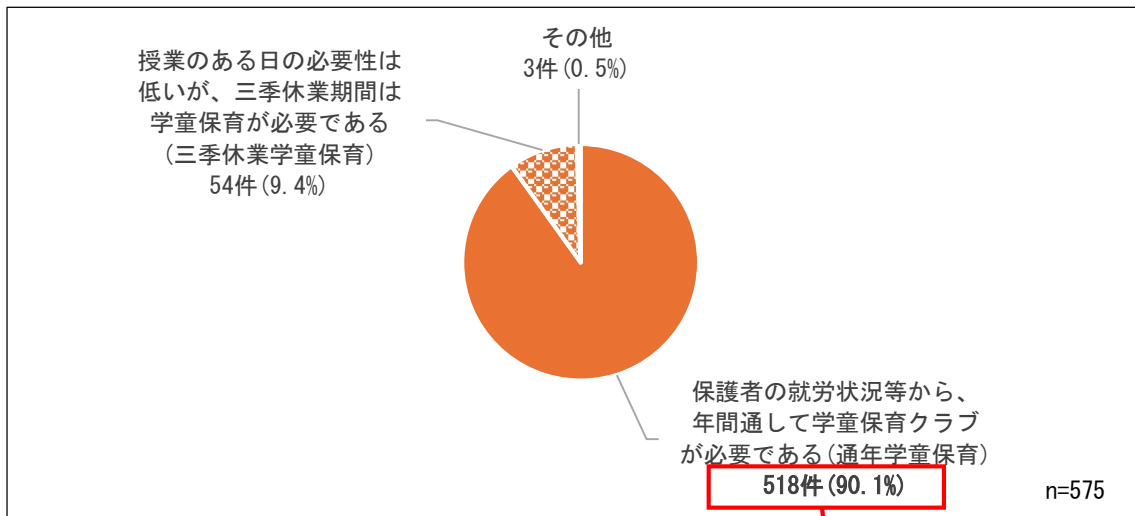


【保護者アンケート】学童保育クラブについて

(問2) 学童保育クラブの利用方法について考えを教えてください。

回答対象者：学童保育利用状況について、「現在利用している」「夏休みなどの三季休業期間のみ利用している」「待機中または待機を取り下げた」の回答者

「保護者の就労状況等から、年間通して学童保育クラブが必要である（通年学童保育）」が90.1%と最も多く、次いで「授業のある日の必要性は低い、三季休業期間は学童保育が必要である（三季休業学童保育）」が9.4%、「その他」が0.5%であった。



90%以上の保護者が通年を希望

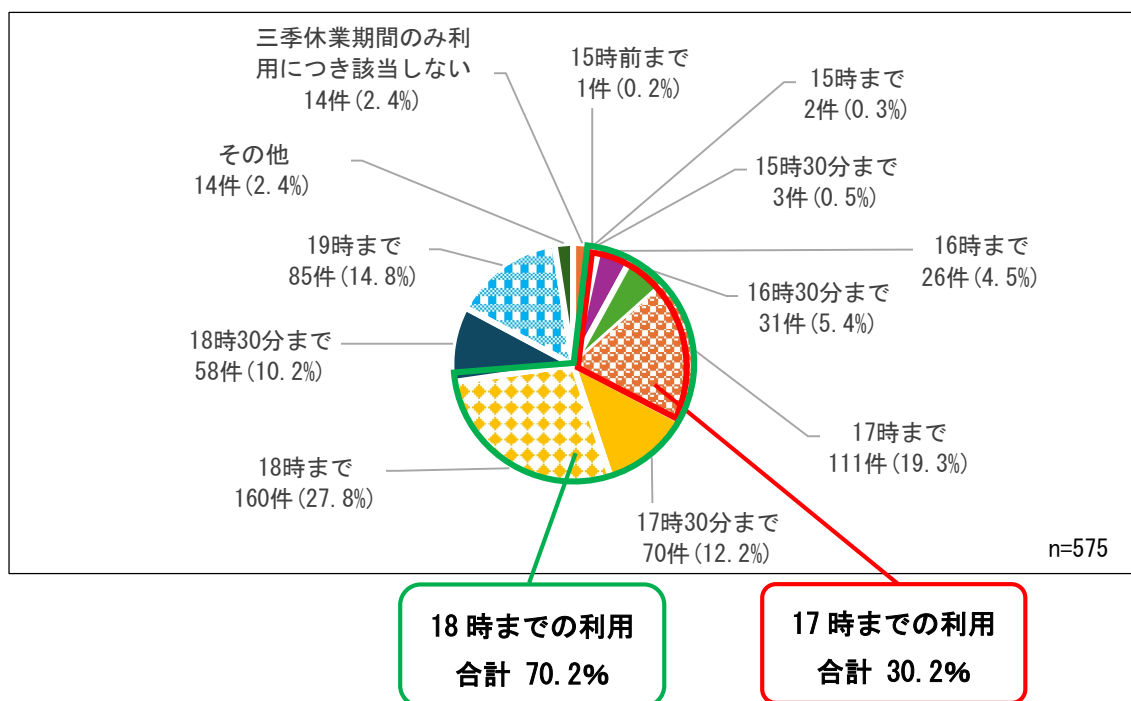
【保護者アンケート】学童保育クラブについて

(問3) 学童保育クラブの希望する利用時間を教えてください。

回答対象者：学童保育利用状況について、「現在利用している」「夏休みなどの三季休業期間のみ利用している」「待機中または待機を取り下げた」の回答者

●”平日の授業のある日”は何時まで利用したいですか？

「18時まで」が27.8%と最も多く、次いで「17時まで」が19.3%、「19時まで」が14.8%であった。



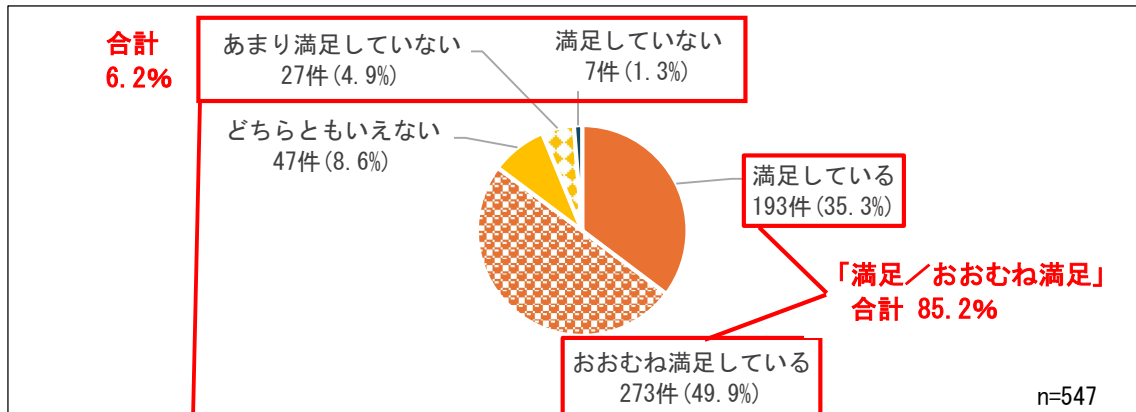
18時までの利用希望は合計70.2%あるものの
17時までの利用希望も合計30.2%いる

【保護者アンケート】学童保育クラブについて

(問4) 学童保育クラブの利用について満足度を教えてください。

回答対象者：学童保育利用状況について、「現在利用している」「夏休みなどの三季休業期間のみ利用している」の回答者

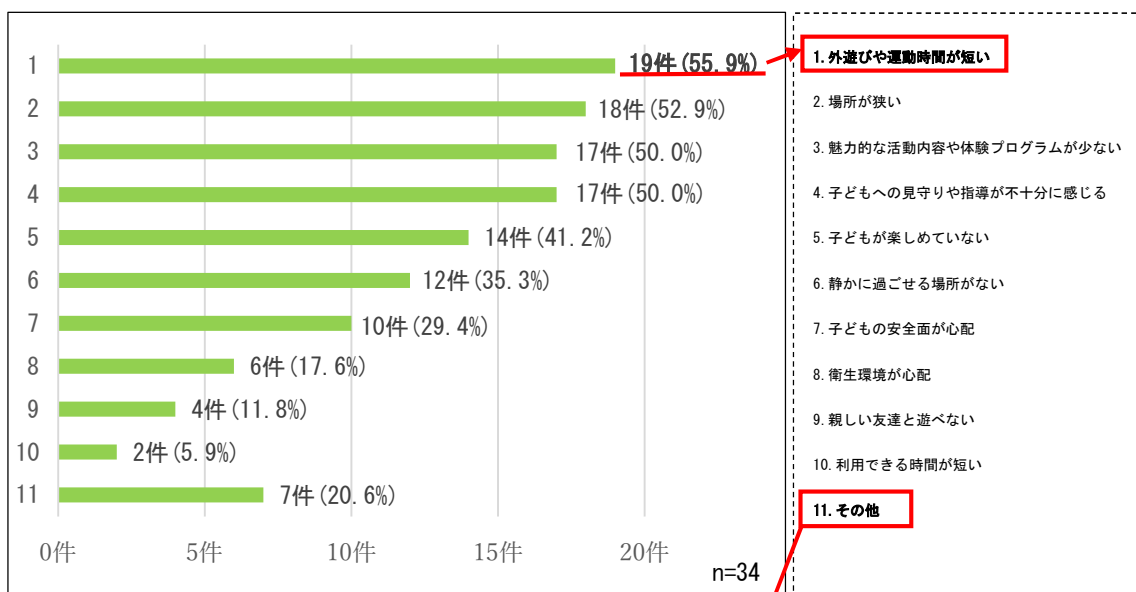
「おおむね満足している」が49.9%と最も多く、次いで「満足している」が35.3%、「どちらともいえない」が8.6%であった。



(「あまり満足していない」「満足していない」と回答)

(問5) その理由を教えてください。(複数回答)

「外遊びや運動時間が短い」が55.9%と最も多く、次いで「場所が狭い」が52.9%、「魅力的な活動内容や体験プログラムが少ない」「子どもへの見守りや指導が不十分に感じる」が各50.0%であった。



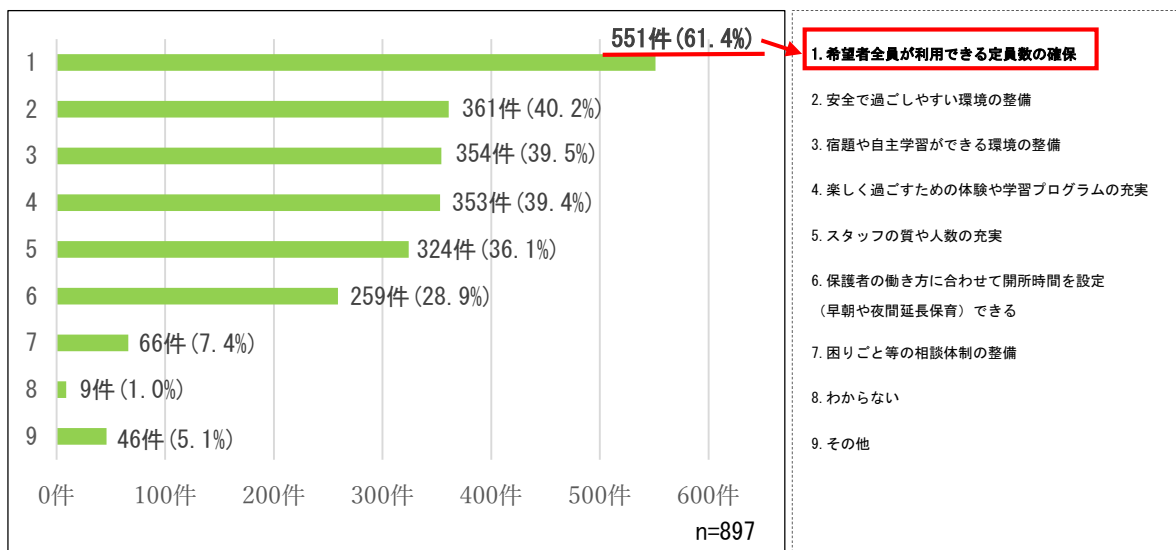
「11. その他」主な回答…わくチャレとの併用ができない。

【保護者アンケート】学童保育クラブについて

(問6) 今後どのようなになれば、より良い学童保育クラブになると思いますか？

回答対象者：学童保育利用状況について、「現在利用している」「夏休みなどの三季休業期間のみ利用している」「過去に利用していたことがある」「待機中または待機を取り下げた」の回答者（複数回答）

「希望者全員が利用できる定員数の確保」が61.4%と最も多く、次いで「安全で過ごしやすい環境の整備」が40.2%、「宿題や自主学習ができる環境の整備」が39.5%であった。

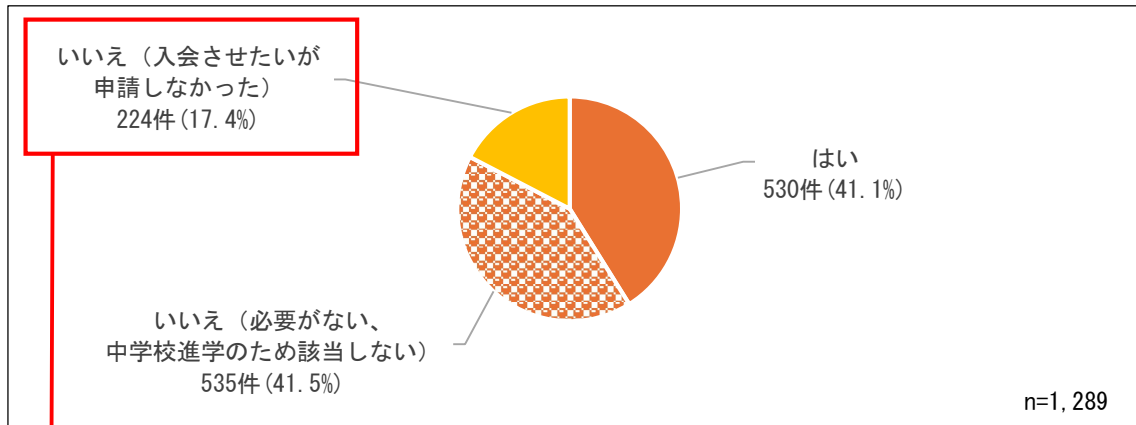


【保護者アンケート】学童保育クラブについて

(問7) 令和8年度、学童保育クラブの入会申請をしましたか？

回答対象者：全員

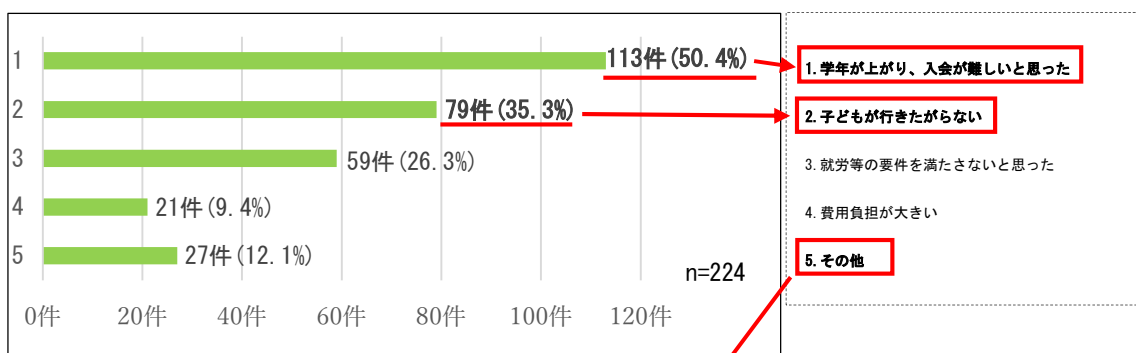
「いいえ（必要がない、中学校進学のため該当しない）」が41.5%と最も多く、次いで「はい」が41.1%、「いいえ（入会させたいが申請しなかった）」が17.4%であった。



(「いいえ（入会させたいが申請しなかった）」と回答)

(問8) その理由を教えてください。(複数回答)

「学年が上がり、入会が難しいと思った」が50.4%と最も多く、次いで「子どもが行きたがらない」が35.3%、「就労等の要件を満たさないと思った」が26.3%であった。

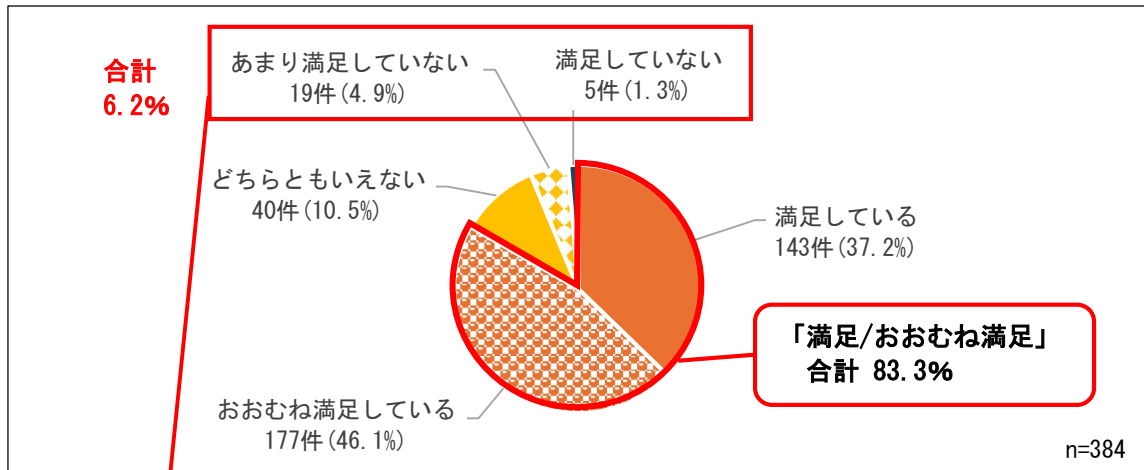


「5. その他」主な回答…わくチャレを利用するため

(問9) わくチャレの満足度を教えてください。

回答対象者：わくチャレ利用日数について、「週1日」「週2日」「週3日」「週4日」「週5日」の回答者

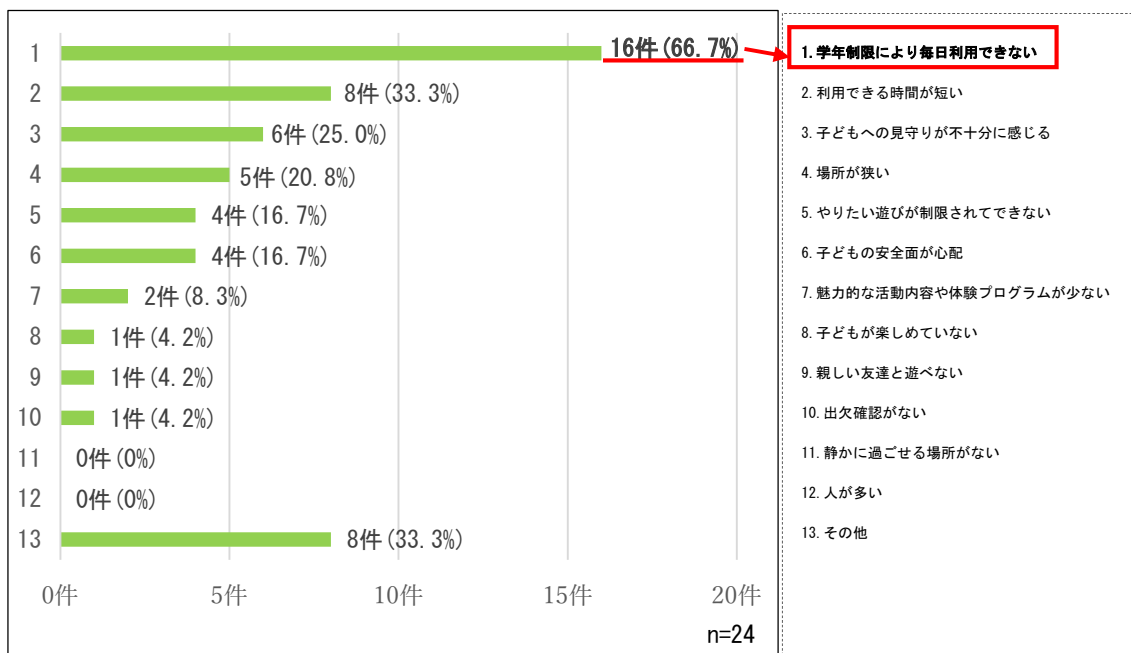
「おおむね満足している」が46.1%と最も多く、次いで「満足している」が37.2%、「どちらともいえない」が10.5%であった。



(「あまり満足していない」「満足していない」と回答)

(問10) その理由を教えてください。(複数回答)

「学年制限により毎日利用できない」が66.7%と最も多く、次いで「利用できる時間が短い」「その他」が各33.3%、「子どもへの見守りが不十分に感じる」が25.0%であった。

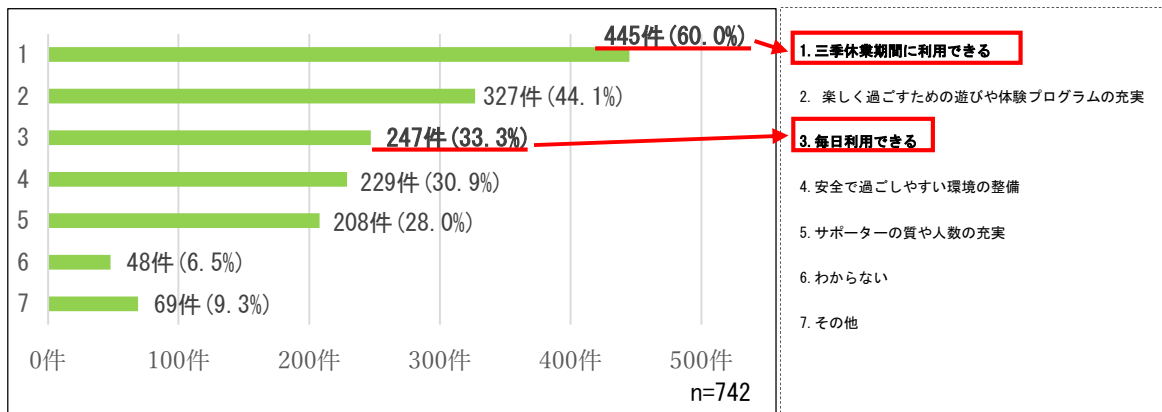


【保護者アンケート】 わくわくチャレンジ広場について

(問 11) 今後どのようになれば、より良いわくチャレになると思いますか？

回答対象者：わくチャレ利用登録について、「登録している」の回答者（複数回答）

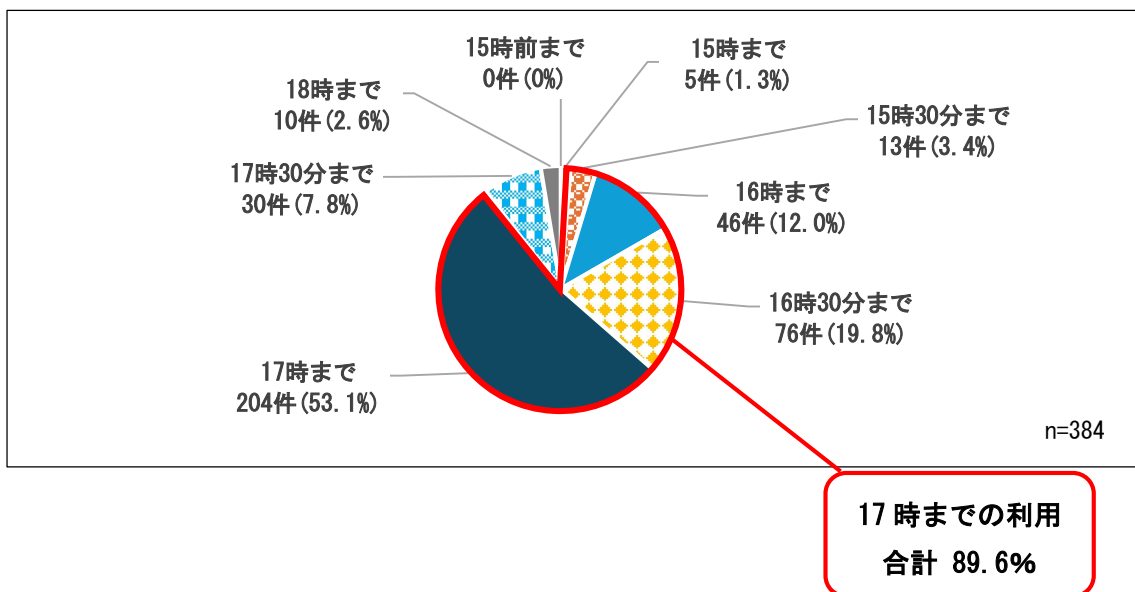
「三季休業期間に利用できる」が60.0%と最も多く、次いで「楽しく過ごすための遊びや体験プログラムの充実」が44.1%、「毎日利用できる」が33.3%であった。



(問 12) お子さんは普段、何時頃までわくチャレを利用していますか？

回答対象者：わくチャレ利用日数について、「週1日」「週2日」「週3日」「週4日」「週5日」の回答者

「17時まで」が53.1%と最も多く、次いで「16時30分まで」が19.8%、「16時まで」が12.0%であった。

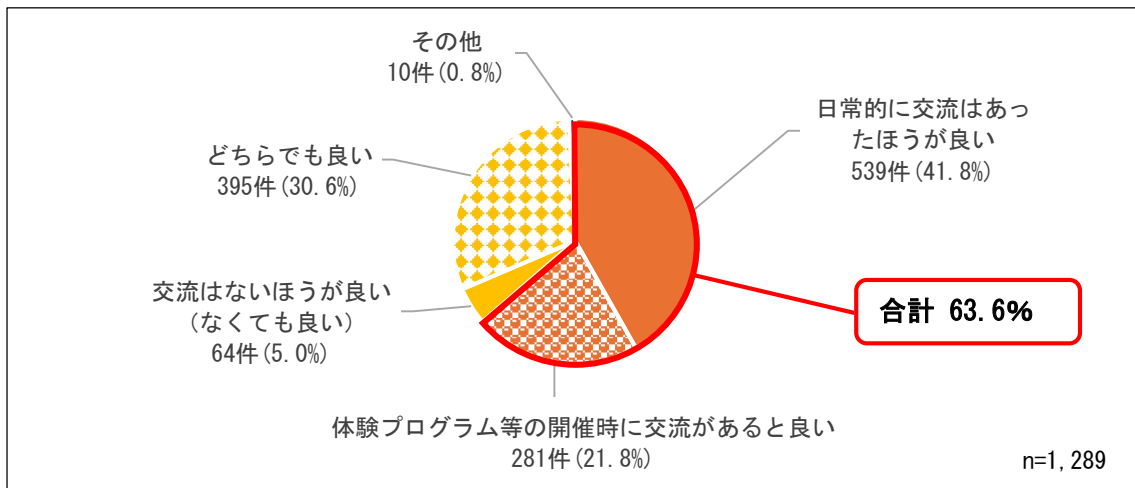


【保護者アンケート】 わくわくチャレンジ広場について

(問 13) 学童保育クラブとわくチャレを利用する子どもたちの交流について、
あなたの考えに近いものを教えてください。

回答対象者：全員

「日常的に交流はあったほうが良い」が41.8%と最も多く、次いで「どちらでも良い」が30.6%、「体験プログラム等の開催時に交流があると良い」が21.8%であった。

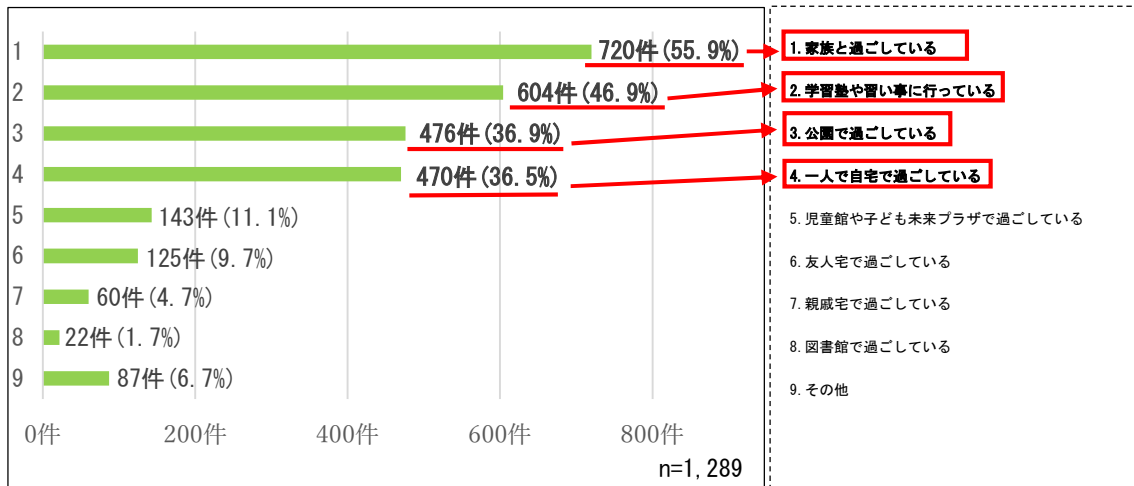


【保護者アンケート】校庭遊び場開放について

(問 14) 学童保育クラブやわくチャレを利用しない日の放課後について、お子さんがどのように過ごしているか教えてください。

回答対象者：全員（複数回答）

「家族と過ごしている」が 55.9%と最も多く、次いで「学習塾や習い事に行っている」が 46.9%、「公園で過ごしている」が 36.9%であった。

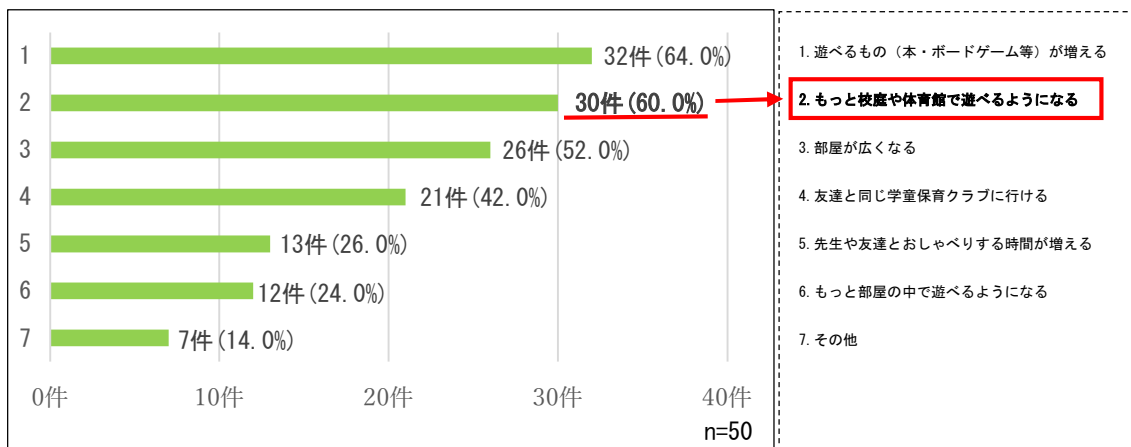


【児童アンケート】

(問 15) どんなふうになれば、学童保育クラブがもっと楽しくなりますか？

回答対象者：学童保育について、「利用している」の回答者（複数回答）

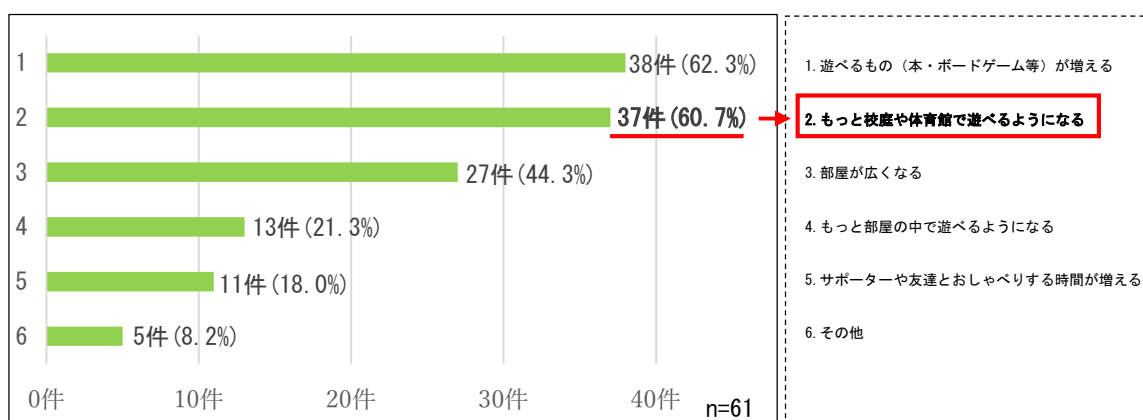
「遊べるもの（本・ボードゲーム等）が増える」が64.0%と最も多く、次いで「もっと校庭や体育館で遊べるようになる」が60.0%、「部屋が広くなる」が52.0%であった。



(問 16) どんなふうになれば、わくチャレがもっと楽しくなりますか？

回答対象者：わくチャレについて、「利用している」の回答者（複数回答）

「遊べるもの（本・ボードゲーム等）が増える」が62.3%と最も多く、次いで「もっと校庭や体育館で遊べるようになる」が60.7%、「部屋が広くなる」が44.3%であった。

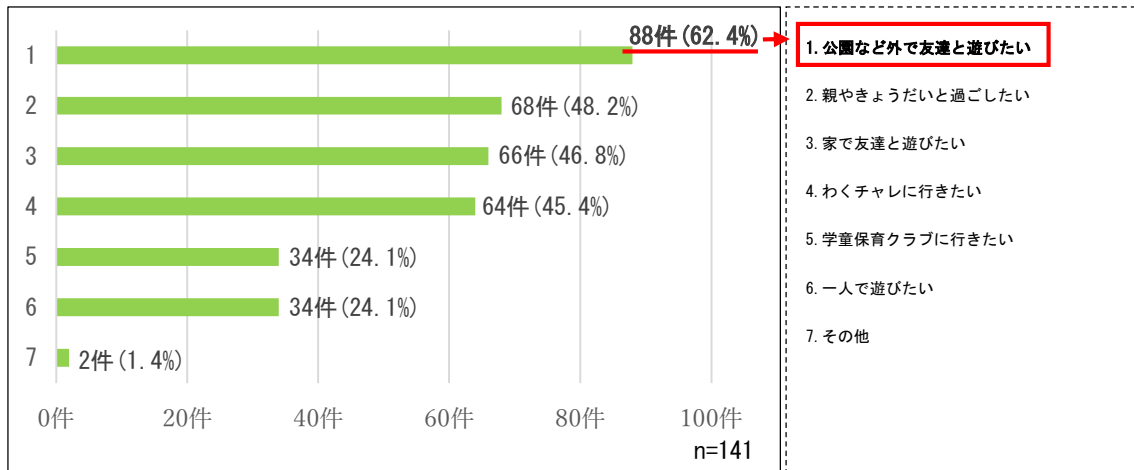


【児童アンケート】

(問17) 放課後、どのように過ごしたいですか？

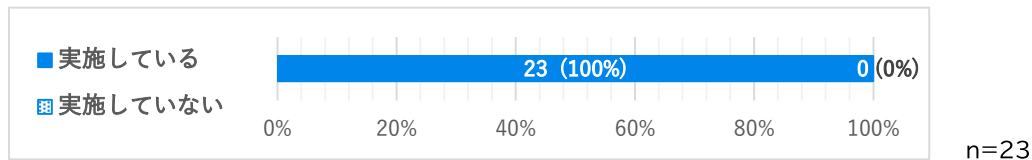
回答対象者：全員（複数回答）

「公園など外で友達と遊びたい」が62.4%と最も多く、次いで「親やきょうだいと過ごしたい」が48.2%、「家で友達と遊びたい」が46.8%であった。



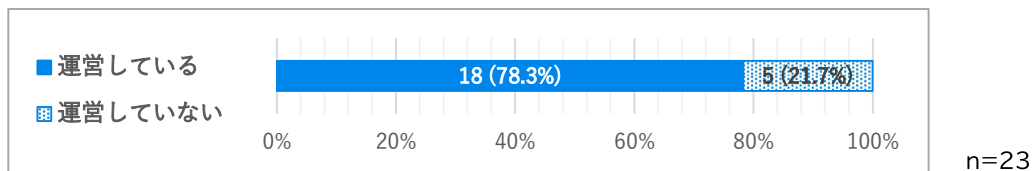
「校内交流型実施状況調査」(抜粋)

(問1) 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」を校内交流型で実施しているか



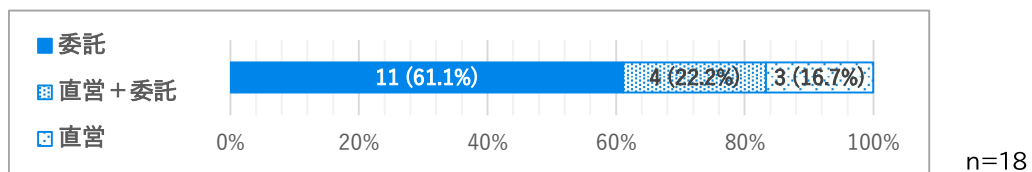
23区すべてで「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」を校内交流型で実施している。

(問2) 校内交流型を一体的に運営しているか



23区中18区 (78.3%) は、校内交流型で一体的に運営しており、葛飾区を含む5区 (21.7%) では一体的な運営は行われていない。

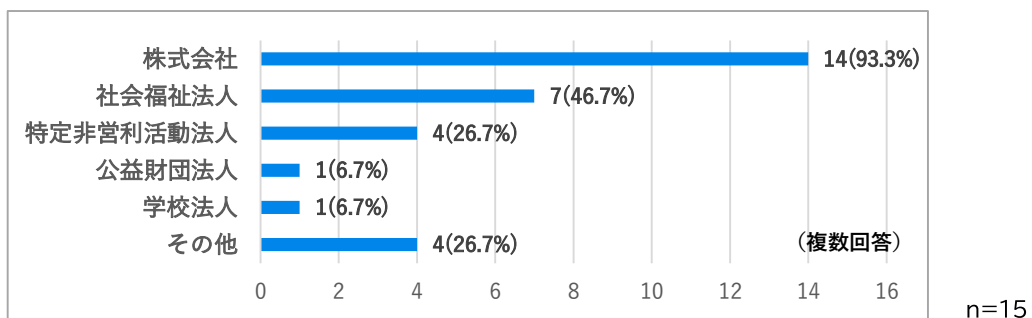
(問3) 一体的運営をどのように実施しているか



一体的運営を行っている18区の内訳は、委託による実施が11区 (61.1%)、直営と委託の併用が4区 (22.2%)、直営が3区 (16.7%) となっている。委託を採用している比率が高く、外部委託を導入している区は計15区 (83.3%) に上る。

(問3で「委託」、「直営+委託」と回答した区について)

(問4) どのような組織・団体を委託先として、一体的運営を実施しているか



外部委託を行う15区のうち、株式会社に委託している区は14区 (93.3%) で、7区 (46.7%) は社会福祉法人に委託している。

葛飾区体育施設条例の一部改正について

生涯スポーツ課

1 趣旨

令和7年10月1日から、一部の屋外体育施設を対象に、営利を目的として体育施設を使用する場合の利用料金の限度額を定めているが、その他の体育施設においても営利を目的とする使用が生じているため、葛飾区体育施設条例を一部改正し、対象施設を拡大するもの

2 改正案概要

(1) 新たに対象とする体育施設

トレーニングルームなど個人使用のみ使用可能な施設を除き貸切り使用をすることができる全施設を対象とする。対象となる施設は別紙「新たに対象とする体育施設」のとおり

(2) 営利を目的とする場合の利用料金限度額

体育目的又は体育目的以外で使用する場合それぞれの区分に応じた限度額の100分の200相当額とする。

(3) これまでの経過と今後のスケジュール（予定）

令和8年5月 使用料等見直し検討委員会へ付議

令和8年9月 第3回区議会定例会に体育施設条例の改正案を提出

令和8年10月 改正条例公布

令和9年1月 令和9年4月分施設利用の抽選

令和9年4月 改正条例施行

新たに対象とする体育施設

名称	対象施設
葛飾区奥戸総合スポーツセンター	体育館（大体育室、小体育室 第一武道場、第二武道場、弓道場 エアライフル場、アーチェリー場 第一会議室、第二会議室、第三会議室） 陸上競技場（フィールド） プール（温水プール、第一会議室 第二会議室）、エイトホール、野球場 テニスコート、少年野球場
葛飾区水元総合スポーツセンター	体育館（メインアリーナ、サブアリーナ 第一武道場、第二武道場、温水プール フィットネススタジオ、第一会議室 第二会議室、地域交流ホールA 地域交流ホールB、地域交流ホールC） テニスコート
葛飾区東金町運動場	少年野球場、テニスコート スポーツライミングセンター （ボルダリングウォール、リードウォール スピードウォール）
葛飾区東新小岩運動場	第一会議室、第二会議室、第三会議室 東新小岩陸上競技場（フィールド） 野球場、テニスコート
葛飾区渋江公園テニスコート 葛飾区小菅東スポーツ公園テニスコート 葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場	テニスコート
葛飾区小菅西公園運動場	スケートボード場
葛飾区上千葉公園運動場	少年野球場、少年ソフトボール場 少年球技場、テニスコート

葛飾区柴又少年ソフトボール場 葛飾区堀切橋少年ソフトボール場	少年ソフトボール場
葛飾区柴又ソフトボール場	ソフトボール場
葛飾区柴又野球場 葛飾区第二柴又野球場 葛飾区荒川小菅野球場 葛飾区四つ木橋野球場 葛飾区木根川橋野球場	野球場
葛飾区柴又少年野球場 葛飾区荒川小菅少年野球場 葛飾区堀切橋少年野球場 葛飾区木根川橋少年野球場	少年野球場
葛飾区堀切橋少年硬式野球場	少年硬式野球場
葛飾区金町公園プール	プール、幼児用プール

参考 令和7年10月1日に施行した体育施設

名称	対象施設
葛飾区奥戸総合スポーツセンター 葛飾区東新小岩運動場	陸上競技場
葛飾区水元総合スポーツセンター 葛飾区東金町運動場 葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場	多目的広場
葛飾区小菅西公園フットサル場 葛飾区堀切橋フットサル場	フットサル場
葛飾区柴又球技場 葛飾区荒川小菅球技場 葛飾区四つ木橋球技場 葛飾区木根川橋球技場	球技場